

参考 3. 調査票

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

0. 基礎情報

全団体が御回答ください。

Q 0-1. 貴団体に該当する分類(地方公共団体の区分)について、当てはまるものを下の選択表の中からお選びください。

回答:	<input style="width: 80%;" type="text"/>	選択表:	<input type="radio"/>	1	都道府県
			<input type="radio"/>	2	政令指定都市
			<input type="radio"/>	3	中核市
			<input type="radio"/>	4	施行時特別市
			<input type="radio"/>	5	特別区
			<input type="radio"/>	6	人口10万人以上であって、上記2～4以外の市町村
			<input type="radio"/>	7	人口3万人以上10万人未満の市町村
			<input type="radio"/>	8	人口1万人以上3万人未満の市町村
			<input type="radio"/>	9	人口1万人未満の市町村
			<input type="radio"/>	10	地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)

全団体が御回答ください。

Q 0-2. 団体内の体制について

(1). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の有無について、当てはまるものを下の選択表からお選びください。

回答:	<input style="width: 80%;" type="text"/>	選択表:	<input type="radio"/>	1	有り
			<input type="radio"/>	2	無し

Q0-2(1)で1を回答した場合→Q0-2(2)へ、2を回答した場合→Q0-2(3)へ

↓ Q0-2(1)で1を回答した場合

(2). 地球温暖化対策を担当する部(局)課係の名称と、所属職員数を御記入ください。

部(局)課係の名称: 所属職員数: 人

↓ Q0-2(1)で2を回答した場合

(3). 地球温暖化対策に担当する業務を実際に担当する職員数を御記入ください。該当する職員がいらない場合は「0(ゼロ)」を御記入ください。

担当職員数: 人

全団体が御回答ください。

Q 0-3. 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例について、制定されているものがある場合は条例名称、制定年月を御記入ください。また、当該条例の目的について当てはまるものを選択ください。
※選定基本原則についても、下記4項目が主目的として含まれる場合は記載ください。

条例の名称	制定年月		条例の主目的(複数選択可)			
	年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による被害への対応(補正策)
	平成		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

例)

条例の名称	制定年月		条例の主目的(複数選択可)			
	年	月	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による被害への対応(補正策)
「京都市地球温暖化対策条例」(京都市) 〔五ヶ瀬町における低炭素社会実現のための基本条例〕(宮崎県五ヶ瀬町) 〔阪田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例〕(長野県飯田市) 〔都民の健康と安全を確保する条例〕(東京都) 〔徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例〕(徳島県)	平成	15 年 12 月	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成	23 年 9 月	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成	25 年 3 月	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成	12 年 12 月	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	平成	29 年 1 月	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

一部事務組合及び広域連合のご担当者様のみ御回答ください。

貴団体の事務内容に当てはまるもの全てをお選びください。

Q 0-4.

<input type="checkbox"/>	選別機	一般廃棄物処理(ごみ処理・リサイクル施設)
<input type="checkbox"/>		一般廃棄物処理(し尿処理)
<input type="checkbox"/>		産業廃棄物処理
<input type="checkbox"/>		火葬・斎場・墓地等
<input type="checkbox"/>		その他環境衛生事業
<input type="checkbox"/>		上水道
<input type="checkbox"/>		下水道
<input type="checkbox"/>		用水
<input type="checkbox"/>		水防
<input type="checkbox"/>		消防
<input type="checkbox"/>		救急
<input type="checkbox"/>		病院・医療センター等
<input type="checkbox"/>		福祉施設(看護学校含む。老人福祉施設を除く。)
<input type="checkbox"/>		老人福祉施設(養護老人ホーム等)
<input type="checkbox"/>		学校
<input type="checkbox"/>		その他教育関連施設
<input type="checkbox"/>		公園維持
<input type="checkbox"/>		港管理
<input type="checkbox"/>		会館等の維持管理
<input type="checkbox"/>		その他行政事務

全団体が御回答ください。

Q 0-5. 議会・予算及び地方公共団体実行計画(以下「実行計画」といいます。)をめぐる年間スケジュールについてお伺いいたします。
貴団体における、素内のイベントが行われる月に☑をお願いします。概数月にわたる場合は、該当する全ての月に☑をお願いします。
※ 前年の平均的なスケジュールで構いません。

議会	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定例会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
臨時会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
予算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
予算要求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
財政担当課ヒアリング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
予算成立	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事務要綱編 (未定定の団体の場合には本欄は空欄で結構です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事務要綱のスケジュール設定 と実行部門への周知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
各部署の取組の進捗評価、 職員研修等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
各部署の活動量データの提 供依頼とその回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
各部署の活動量データの集計と整理 及びガス稼働比重の算定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
実績値の公表と次年度に向 けた見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
区域連携編 ※ 新道府県、市町村(特別区含む) の御担当者様のみ (未定定の団体の場合には本欄は空欄で結構です。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
実施する対策・施策の具 体的な内容の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
対策・施策の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計画全体の進捗評価、対 策・施策の進捗評価	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
対策・施策の改善の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計画の進捗状況の公表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

全団体が御回答ください。

Q 0-6. 貴団体のLGWANの接続状況についてお伺いします。

- (1). 貴団体の争務事業部を確定・改定に關係する、自部局及び關連する部局又は部局員のメールアドレスに關し、ドメイン名“@***.lg.jp”のメールアドレスの保有状況及び利用環境について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:	<input type="checkbox"/>	選択肢:	<input type="radio"/> 1	主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 2	主管課室員・関連課室員すべてが“@***.lg.jp”のメールアドレスを保有しており、各人の職員用PCからは利用できないが、課室内の共用PCから利用できる。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 3	主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、各人の職員用PCから利用できる。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 4	主管課室員・関連課室員は各人の“@***.lg.jp”のアドレスを保有していないが、共用の“@***.lg.jp”のアドレスを保有しており、課室内の共用PCから利用できる。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 5	各人、共用のいずれの“@***.lg.jp”のアドレスも保有しておらず、いずれの職員も利用できない関連課室が一部に存在する。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 6	団体内において全く“@***.lg.jp”のアドレスを保有しておらず、利用できない。

Q0-6(1)で1~4を回答した場合→00-7(A)、5、6を回答した場合→00-6(2)(A)

↓00-6(1)で5、6を回答した場合

- (2). 上記設問で5、6と回答いただいた方にお伺いします。貴部局から“@***.lg.jp”のアドレスを保有していない関連課室とのやり取りに、電子メール(“@***.lg.jp”以外のメールアドレス)を利用することは可能ですか？

回答:	<input type="checkbox"/>	選択肢:	<input type="radio"/> 1	利用可能
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 2	利用不可

全団体が御回答ください。

Q 0-7. 地域エネルギー事業について

- (1). 貴団体の参画・関与の下に、地域の再生可能エネルギー等を活用し、地域の需要家へ電気や熱を供給する事業(地域新電力や地域熱供給等)が行われていますか？
具体的な地域の事業者の名称をお聞かせください。

回答:	<input type="checkbox"/>	選択肢:	<input type="radio"/> 1	行われている。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 2	行われていない。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 3	不明

(「行われている。」場合は、その事業者の名称を御記入ください。)

Q0-7(1)で1を回答した場合→00-7(2)(A)、2を回答した場合→00-7(3)(A)、3を回答した場合→00-8(A)

↓00-7(1)で1を回答した場合

- (2). 上記設問で「1」行われている。」と回答いただいた方にお伺いします。当該事業者と貴団体との關係についてお聞かせください。

回答:	<input type="checkbox"/>	選択肢:	<input type="radio"/> 1	貴団体が直接事業を行っている。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 2	貴団体が出資している。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 3	貴団体の施設で電気または熱の供給を受けている。
	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 4	その他

(「その他」の場合、具体的な關係を御記入ください。)

↓ Q0-7(1)で2を回答した場合

(3). (1)の設問で「2:行われていない。」と回答いただいた方にお伺いします。

貴団体において、地域の再生可能エネルギー等を活用し、地域の需要家へ電気や熱を供給する事業(地域新電力や地域熱供給等)に関心がありますか？

回答: 選択設問:

<input type="radio"/>	1	貴団体が直接事業を行うことに対して関心があり具体的な検討を進めている。
<input type="radio"/>	2	貴団体が直接事業を行うことに対して関心はあるが、具体的な検討はできていない。
<input type="radio"/>	3	貴団体が直接事業を行うことに対して関心はあるが、活用できる施設・設備等が思い当たらない。
<input type="radio"/>	4	貴団体が民間企業等に出資することに対して関心があり具体的な検討を進めている。
<input type="radio"/>	5	貴団体が民間企業等に出資することに対して関心はあるが、具体的な検討はできていない。
<input type="radio"/>	6	貴団体の施設で電気や熱の供給を受けることに対して関心が強い具体的な検討を進めている。
<input type="radio"/>	7	貴団体の施設で電気や熱の供給を受けることに対して関心はあるが、具体的な検討はできていない。
<input type="radio"/>	8	貴団体の施設で電気や熱の供給を受けることに対して関心はあるが、受けられる施設・設備等が思い当たらない。
<input type="radio"/>	9	関心が強い。
<input type="radio"/>	10	不明

全団体が御回答ください。

Q 0-8. 補助金について

(1).

貴団体における地球温暖化対策(再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など)に関する予算のうち、国等からの補助金(歳入)の活用状況についてお聞かせください。

回答: 選択設問:

<input type="radio"/>	1	適用している。
<input type="radio"/>	2	適用していない。

↓ Q0-8(1)で1を回答した場合

Q0-8(1)で1を回答した場合→Q0-8(2)へ、2を回答した場合→Q0-9へ

(2). 上記設問で「1:活用している。」と回答いただいた方にお伺いします。当該補助金の存在に関して、どのような形で知りましたか？ また、最も影響があったものをお聞かせください。

該当する経緯	最も影響があったもの	No.	当該補助金を知った経緯
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	1	都道府県が主催する説明会
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	2	省庁地方事務所が主催する説明会
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	3	省長が出席する会議等
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	4	省庁との情報交換
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	5	省庁から配布させる冊子等の紙媒体
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	6	省庁ホームページ等の電子媒体
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	7	省庁から配信されるメールアドレス等
<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	8	その他

全団体が御回答ください。

Q 0-9. 問合せ先、参照先について

(1). 実行計画(筆算筆算編及び区域編)の策定・実施に際し、検討時に不明点が出た場合、どちらに問合せを行いますか？ 当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	標榜省
<input type="checkbox"/>	標榜省以外の国の機関
<input type="checkbox"/>	都道府県の担当部署
<input type="checkbox"/>	近隣の類似の地方公共団体
<input type="checkbox"/>	同規模・同区分の地方公共団体
<input type="checkbox"/>	マニユアル審判委員の優良審判団体
<input type="checkbox"/>	その他

●「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」のホームページ
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/jimu/pub/download.html

↑「その他」の場合、具体的な手順を御記入ください。

(2). 貴団体が温室効果ガス対策の推進に關し、特に比較・参照等参考にしている団体はありますか？

回答:

選択数:	1	有り
	2	特に参考になっている団体無し

↑「有り」の場合、具体的な団体名を御記入ください。

00-9(2)で1を回答した場合→00-10へ、00-9(2)で2を回答した場合→00-9(3)へ

↓00-9(2)で2を回答した場合

(3). 上記質問で「2」:特に参考にしている団体無し」と回答いただいた方にお伺いします。比較・参照をしていない理由はなんですか？

回答:

選択数:	1	貴団体が比較・参照しない情報が公開されていない。
	2	マニユアル審判委員の情報で足りている。
	3	特に参考とする必要性がない。
	4	自団体と比較・参照の対象とすべし自団体が思い当たらない。
	5	その他

↑「その他」の場合、具体的な理由を御記入ください。

全団体が御回答ください。

Q 0-10. 「COOL CHOICE」のキャンペーンについて

(1). 貴団体は「COOL CHOICE」への賛同を検討していますか。該当するものをお選びください。

※「COOL CHOICE」への賛同とは、温室効果ガスの削減目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策につながるあらゆる「賢い選択」をしていくという方針に団体として賛意を表明することです。賛同の方法としては、賛同書の提出やウェブ登録があります。詳しくは以下URLより御覧ください。

<https://ondankata.isaku.env.go.jp/coolchoice/>

回答:

選択数:	1	昨年度またはそれ以前から賛同している。
	2	今年度賛同した。
	3	賛同するかどうかを検討している。
	4	検討したが賛同しませんでした。
	5	検討していません。

(2). 貴団体ではどのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

該当する取組 実施していない が、今後実施し ようとしている 取組	No.	取組
<input type="checkbox"/>	1	クールビズ実施の推進（冷房時の室温28℃など）
<input type="checkbox"/>	2	ウォームビズ実施の推進（暖房時の室温20℃など）
<input type="checkbox"/>	3	省エネ機器の買換促進（LEDや省エネ家電等、省エネ機器への買換促進）
<input type="checkbox"/>	4	照明の効率的な利用促進（照度調整、電灯の消引き・ライトダウンなど）
<input type="checkbox"/>	5	エコドライブの推進
<input type="checkbox"/>	6	カーシェアリングの利用促進
<input type="checkbox"/>	7	公共交通機関の利用促進
<input type="checkbox"/>	8	エコカーの普及促進
<input type="checkbox"/>	9	省エネ住宅の普及促進
<input type="checkbox"/>	10	低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）
<input type="checkbox"/>	11	シェアリングエコノミーの普及促進（バイクシェア、コミュニティサイクルなど）
<input type="checkbox"/>	12	その他 → 具体的な内容を書き 入ください。

(3). 地球温暖化対策のため、夏の冷房時の室温を28℃で快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイル「クールビズ」の取組について伺います。

貴団体ではどのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

<input type="checkbox"/>	1	冷房時の室内温度を高める。
<input type="checkbox"/>	2	冷房時の室内温度の設定を28℃以上にする。
<input type="checkbox"/>	3	服装に関する規程を見直し、涼しい服装での勤務を認める。
<input type="checkbox"/>	4	自宅やサテライトオフィス・シェアオフィスでの勤務を認める。
<input type="checkbox"/>	5	勤務時間を短型にシフトする。
<input type="checkbox"/>	6	扇風機を使い、冷たい空気を循環させる。
<input type="checkbox"/>	7	使わない部屋の冷房をこまめに切る。
<input type="checkbox"/>	8	使わない04機器の電源をOFFにする。
<input type="checkbox"/>	9	断熱性能の高いビルに入居する。
<input type="checkbox"/>	10	窓に断熱シート・ブラインド・グリーンカーテン等を設置し、室温の上昇を抑える。
<input type="checkbox"/>	11	冷房に頼らず涼しく快適に過ごす暮らし方等について団体内に情報提供する。
<input type="checkbox"/>	12	その他 → 具体的な内容を書き 入ください。

(4). 地球温暖化対策のため、冬の暖房時の室温を20℃で快適に過ごせる服装や取組を促すライフスタイル「ウォームビズ」の取組について伺います。

貴団体ではどのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

<input type="checkbox"/>	1	暖房時の室内温度を低めにする。
<input type="checkbox"/>	2	暖房時の室内温度の設定を20℃以下にする。
<input type="checkbox"/>	3	服装に関する規程を見直し、暖かい服装での勤務を認める。
<input type="checkbox"/>	4	自宅やサテライトオフィス・シェアオフィスでの勤務を認める。
<input type="checkbox"/>	5	送風機を使い、温かい空気を循環させる。
<input type="checkbox"/>	6	使わない部屋の暖房をこまめに切る。
<input type="checkbox"/>	7	使わない04機器の電源をOFFにする。
<input type="checkbox"/>	8	断熱性能の高いビルに入居する。
<input type="checkbox"/>	9	窓に断熱シート・複層ガラス・二重サッシ等を設置し、室温の低下を抑える。
<input type="checkbox"/>	10	暖房に頼らず暖かく快適に過ごす暮らし方等について団体内に情報提供する。
<input type="checkbox"/>	11	その他 → 具体的な内容を書き 入ください。

(5) 貴団体では、「照明の適正な利用」に関する以下の取組を実施していますか。それぞれの取組の状況について、該当するものを1つ選択してください。

	1. 昨年またはそれ以前から実施している。	2. 今年度実施することにした。	3. 実施するかどうかが検討している。	4. 検討したが実施しないこととした。	5. 以前は実施していたがやめた。	6. 検討していない。
間引き	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
点灯時間調整	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
照度調整	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
LED照明の設置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

上記4.～6. を選択した場合は、その理由を御記入ください。

(6) 貴団体から地域の住民に向けて、どのような取組を実施していますか。該当するものを全てお選びください。

該当する取組	実施していないが、今後実施しようとしている取組	No.	取組
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1	クールビズ実施の推進（冷房時の室温28℃など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2	ウォームビズ実施の推進（冷房時の室温20℃など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3	省エネ機器の買換促進（LEDや省エネ家電等、省エネ機器への買換促進）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4	照明の効率的な利用促進（照度調整、電灯の間引き・ライトダウンなど）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5	エコドライブの推進
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6	カーシェアリングの利用促進
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7	公共交通機関の利用促進
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8	エコカーの普及促進
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9	省エネ住宅の普及促進
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10	低炭素物流の普及促進（宅配集配再配達の防止の普及促進など）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11	シェアリングエコノミーの普及促進（バイクシェア、コミュニティサイクルなど）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12	その他 → 具体的な内容を欄に入ってください。

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

1. 事務事業に関する事項

Q 1-1-1. 全国体が御回答ください、実行計画(事務事業編)の策定・改定状況について
 <※重要なお知らせ>

地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「実行計画(事務事業編)」)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」といいます。))第11条第1項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、「地球温暖化対策推進法」第21条第1項が適用・準用されるため、策定が義務付けられています。

〇地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(地方公共団体実行計画等)
 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」といふ。)を策定するものとする。
 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 一 計画期間
 二 地方公共団体実行計画の目標
 三 実施しようとする措置の内容
 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
 3～12 (略)

〇地方自治法(昭和22年4月11日法律第67号)

(市に関する規定の適用)
 第289条 (略)
 3 (略)

(都道府県公共団体に関する規定の適用)
 第299条 地方公共団体の場合については、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものについては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入し、しるものについては市に関する規定、その他のものについては市町村に関する規定を適用する。

(1). 平成29年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定状況を下の選択表の中からお選びください。

回答:

選択表:

0	<input type="radio"/>	過去に一度も策定したことなく、平成29年10月1日以降も策定する予定はない。
1	<input type="radio"/>	過去に一度も策定したことがないが、平成29年10月1日以降に策定する予定がある。
2	<input type="radio"/>	現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。
3	<input type="radio"/>	現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。
4	<input type="radio"/>	既に計画期間を満了しているが、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。
5	<input type="radio"/>	既に計画期間を満了しており、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。

1, 3, 5个回答 ↑ 平成 年度
 (策定・改定を予定している年層を御記入ください。)

01-1(1)で0又は1を選択した場合→01-1(3)ハ、01-1(1)で2～5を選択した場合→01-1(2)ハ

↓01-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(2). 平成29年10月1日現在の実行計画(事務事業編)の策定・改定年層及び計画期間を御記入ください(数値の入力は半角英数字にてお願いいたします。改定した場合は、最新の実行計画(事務事業編)について御記入ください。)。また、最新の実行計画(事務事業編)の名称を御記入ください。

当初策定年層	平成 <input type="text"/> 年度	計画期間	<input type="text"/> 年層
最終改定年層	平成 <input type="text"/> 年度	※開始年層から目標年層までの年数	<input type="text"/> 年層
※改定した場合のみ記入		計画期間	<input type="text"/> 年層
		※開始年層から目標年層までの年数	<input type="text"/> 年層

記入例)
 策定年層:平成21年度、開始年層:平成21年度、
 目標年層:平成27年度の場合、計画期間は7年層
 記入例)
 策定年層:平成21年度、開始年層:平成22年度、
 目標年層:平成27年度の場合、計画期間は6年層

最新の実行計画(事務事業編)の名称を御記入ください。

01-1(1)で2、3又は5を選択した場合→01-1(4)へ、01-1(1)で0、1又は4を選択した場合→01-1(3)へ

1 01-1(1)で0、1又は4を選択した場合のふ

(3)。「地理情報化推進法」第01条第1項に基つき、郡道併用及び市町村(特別区含む)並びに地方公共団体の場合(一部事務組合及び広域連合)は、実行計画(事務事業編)を決定することが義務付けられています。実行計画(事務事業編)が現時点で未決定又は計画期間が過ぎても未決定の理由について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	計画を策定・改定するための人員がいないため
<input type="checkbox"/>	計画に盛り込む対象の予算等の確保が難しいため
<input type="checkbox"/>	専門知識がないため
<input type="checkbox"/>	これまでの実績の検証・評価ができていないため
<input type="checkbox"/>	他の業務と比較して優先度が低いため
<input type="checkbox"/>	策定が締務など知らなかったため
<input type="checkbox"/>	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため(一部事務組合及び広域連合のみ)
<input type="checkbox"/>	周辺の団体も未策定であるため
<input type="checkbox"/>	情報開示マシンのメンテナンスを稼入しているため
<input type="checkbox"/>	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため(一部事務組合及び広域連合のみ)
<input type="checkbox"/>	前任者から引継ぎが受け取られていなかったため
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	不明

全国体 が御回答ください。

(4) 密着者では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: http://www.envso.jp/policy/local_keikaku/jimu/pub/download.html)にて、実行計画(事務事業編)の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。平成29年3月に密着者は「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」を取りまとめました。また、運営陣営がスポンサーとして、バージョンアップした「かんたん策定ソフト」と新たに作成した「建築物耐震診断ソフトウェア」を公開しました。これらのマニュアルやツール類のうち、最新の実行計画(事務事業編)の策定又は改定に当たって使用しているものや、現在使用しているものや、現在使用しているもの全てをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断ソフトウェア(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(特別版)(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断ソフトウェア(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	かんたん策定ソフト(Ver4.0)
<input type="checkbox"/>	改定以前のマニュアル(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	従来のツール類(かんたん策定ソフト(Ver3.0)等)
<input type="checkbox"/>	平成29年3月に公表されたマニュアルやツール類の存在を知らなかった。
<input type="checkbox"/>	使用しているかわからない。

全国体 が御回答ください。

(5) 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル類の用途を全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	今年度策定・改定を予定しているため参考としている。
<input type="checkbox"/>	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。
<input type="checkbox"/>	実行計画(事務事業編)の実施に際して参考としている。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	使用していない。

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

全団体が御回答ください。

- (6). 「地球温暖化対策推進法」の平成28年5月の改正に伴い、実行計画を共同で策定できる旨が規定されました(「地球温暖化対策推進法」第21条第1項)。
 其団体における実行計画(事務事業編)の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。
 また、予定がある場合は具体的な相手先を御記入いただき、関心がある場合は共同したい相手先について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

回答:

選択肢:

<input type="radio"/>	1	平成28年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である。
<input type="radio"/>	2	平成29年度中に共同した計画を策定予定である。
<input type="radio"/>	3	平成30年度以降に共同した計画を策定予定である。
<input type="radio"/>	4	共同策定の予定はないが関心がある。
<input type="radio"/>	5	共同策定の予定がなく関心もない。
<input type="radio"/>	6	共同策定ができることを知らなかった。

2. 3を選択
 (共同する予定の団体名を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体名を御記入ください。)

4を選択
 (共同したい団体について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。)

<input type="checkbox"/>	市内の市町村(特別区含む。)(都道府県の場合)
<input type="checkbox"/>	属する都道府県(市町村(特別区含む。))の場合)
<input type="checkbox"/>	近隣の市町村(特別区含む。)
<input type="checkbox"/>	一部事務組合及び広域連合
<input type="checkbox"/>	その他

3. 4を選択
 (共同したい団体について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。)

<input type="checkbox"/>	自らが入居している施設を所有する都道府県、市町村
<input type="checkbox"/>	人口等の面で最も規模が大きい構成団体
<input type="checkbox"/>	構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合
<input type="checkbox"/>	その他

●一部事務組合及び広域連合の指定
 庁舎等での業務に活動が限定されているように一部事務組合及び広域連合は、新潟地方公共団体に比べて自身業務事業編を策定することから期待性が高め、策定の努力を促すことと合理的な考え方を一つとして、併せて、構成団体の庁舎等に入居されている場合に、構成団体の業務事業編との併記も検討したいと考えています。

01-1(1)で0又は1を選択した場合→01-4(1)A、01-1(1)で2～5を選択した場合→01-1(7)へ

↓01-1(1)で2～5を選択した場合のみ

- (7). 最新の実行計画(事務事業編)の公表方法について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	ホームページで公表している。
<input type="checkbox"/>	広報誌で公表している。
<input type="checkbox"/>	環境報告書、環境白書等で公表している。
<input type="checkbox"/>	専用の冊子等を作成して公表している。
<input type="checkbox"/>	環境審議会で公表している。
<input type="checkbox"/>	議会報告で公表している。
<input type="checkbox"/>	記者発表をしている。
<input type="checkbox"/>	イベント展示などで公表している。
<input type="checkbox"/>	掲示版、関係コーナー、情報公開室等で公開している。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	公表していない。
<input type="checkbox"/>	不明

(掲載しているホームページ等0URLを御記入ください。)

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

(「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。例) その他: 課が預けているメールアドレス等、公表していない理由: 計画期間が経過しているため 等)

↓01-1(1)で2～5を選択した場合のみ

Q 1-2. 実行計画(事務事業編)の目標設定と対称について

(1). 最新の実行計画(事務事業編)における温室効果ガス削減目標及び直近の温室効果ガス削減目標をそれぞれ御記入ください。

④ 温室効果ガス総排出量について目標を設定している場合

(合計値の単位は、t-CO₂/年にて御記入ください。)(実行計画(事務事業編)がkg-CO₂/年を単位として記載されている場合は、単位をt-CO₂/年に換算して御記入ください。なお、「1,000kg-CO₂/年 = 1 t-CO₂/年」です。)

	基準年度		目標年度		直近の点検年度	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度
温室効果ガス 総排出量(t-CO ₂ /年)		t-CO ₂ /年		t-CO ₂ /年		t-CO ₂ /年
基準年度からの削減率(%)				%		%

●「変更があった場合」とは、例えば、実行計画の改定には至らないものの、地域温暖化対策の改正等に併し、基準年度の温室効果ガス総排出量を訂正した場合などを指します。

※基準年度及び目標年度の温室効果ガス削減目標等に変更があった場合はその概要を御記入ください。

④ 職員1人当たりの温室効果ガス排出量について目標を設定している場合

(職員1人当たりの温室効果ガス排出量は、kg-CO₂/人にて御記入ください。)

	基準年度		目標年度		直近の点検年度	
	平成	年度	平成	年度	平成	年度
1人当たりの温室効果ガス 排出量(kg-CO ₂ /人)		kg-CO ₂ /人		kg-CO ₂ /人		kg-CO ₂ /人
基準年度からの削減率(%)				%		%

※基準年度及び目標年度の温室効果ガス排出量等に変更があった場合はその概要を御記入ください。

(2). 既存の行政計画について、実行計画(事務事業編)との調和・連携又は統合の状況として、当てはまるものをお選びください。

回答	行政計画			
	1. 調和・連携している。	2. 統合している。	3. 調和・連携も統合もしない。	4. 不明
総合計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
環境基本計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
公共施設等総合管理計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(一般、産業)廃棄物処理計画	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

●「調和・連携」とは
実行計画(事務事業編)が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画(事務事業編)の目的や趣旨について、関連する他分野の行政計画と整合・連携を図られていることを指します。
●「統合」とは
実行計画(事務事業編)が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

↑(「その他の調和・連携している行政計画」の名称と対応する部分を具体的に御記入ください。)

↑(「その他の統合している行政計画」の名称を御記入ください。※実行計画(区域連携編)は除きます。)

↓ Q1-1(1)で2～3を選択した場合のみ

Q 1-3. 実行計画(競争事業編)の進捗管理の仕組みについて

(1). 認証取得の有無に関わらず、導入している各種関連マネジメントシステムについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

- エネルギーマネジメントシステム(ISO50001) 組織活動において使用するエネルギー消費管理改善するために、エネルギー方針・目的・目標を設定し、これらをPDCAのマネジメントシステムで継続的に改善するための要素管理定めた国際規格
- 環境マネジメントシステム(ISO14001) 組織活動が環境に及ぼす影響を限り限に抑制することを目的に定められた環境に関する国際規格
- コアガバナンス 企業が公共機関等に対して、関係者の取組を協理的・効率的に行なうマネジメントシステムとして、関係者が決定したコアガバナンス方針(不利益)を公表し、事業者のための公正・透明な取組を促すこと

<input type="checkbox"/>	エネルギーマネジメントシステム(ISO50001)
<input type="checkbox"/>	環境マネジメントシステム(ISO14001)
<input type="checkbox"/>	コアガバナンス
<input type="checkbox"/>	独自の環境マネジメントシステム
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	不明

(1)独自の環境マネジメントシステム又は(1)その他の内容を具体的に記入ください。

(2). 実行計画(競争事業編)の実施・進捗管理を円滑に行うために取り組んでいるものについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	全ての施設・設備を対象とする進捗管理体制の構築
<input type="checkbox"/>	一部の施設・設備を対象とする進捗管理体制の構築
<input type="checkbox"/>	全職員への計画内容の周知
<input type="checkbox"/>	職員研修
<input type="checkbox"/>	取組点検に対する監査
<input type="checkbox"/>	取組の自己評価
<input type="checkbox"/>	進捗管理の仕組みの見直し・改善
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	取り組んでいない
<input type="checkbox"/>	不明

(3). 実行計画(競争事業編)の進捗状況を協議・審議する場について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画協議会
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策協議会
<input type="checkbox"/>	環境審議会
<input type="checkbox"/>	関係各課等で構成される庁内組織
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	協議・審議する場はない
<input type="checkbox"/>	不明

(1)その他の内容を具体的に記入ください。(1)庁外の関係者を含むメンバーで構成される委員会 等)

全団体が御回答ください。

Q 1-4. 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

(1). 再生可能エネルギーの導入に取組んでいますか、下の選択肢の中からお選びください。

回答: 1 2 3 4 5

選択肢:
 1 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取組んでいる。
 2 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取組んでいる。
 3 再生可能エネルギーの導入の対象と見られる施設や設備はあるが、取組んでいない。
 4 施設や設備を保有していない(一部事務組合及び広域連合のみ)。
 5 不明

01-4(1)で1を選択→01-4(2)へ、01-4(1)で2~5を選択→01-5へ

↓01-4(1)で1を選択した場合のみ

(2). 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む。)を御記入ください。

例)公共施設への〇〇エネルギー導入によって、▲▲年比■%削減を目標とする

全団体が御回答ください。

Q 1-5. 事務事業に関する取組施設等の取組状況

(1). 下表の取組施設等の取組状況について、下の選択肢の中からお選びください。(対象ごとに1つ選択)。

回答	取組	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取組んでいる。	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けていないが、取組んでいる。	3. 取組んでいない。	4. 不明
	森林取組施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	農地土壌改良施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	都市緑化等の推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

01-5(1)で1を選択した項目がある場合→01-5(2)へ、1を選択した項目がない場合→01-6へ

↓01-5(1)で1を選択した項目がある場合のみ

(2). 実行計画(事務事業編)に位置付けている部分の概要(定量的な目標のみならず、定性的な記述を含む。)を御記入ください。

例)森林取組施設として、〇〇年度までに△△haの面積を完備する等

全団体が御回答ください。

Q 1-6. 地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況について、当てはまるものをお選びください。

回答	取組	1. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいる。	2. 実行計画(事務事業編)に位置付けて、取り組んでいないが、取り組んでいる。	3. 取り組んでいない。	4. 不明
	環境配慮的調達に基づく環境配慮製品の推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	BATの積極的導入	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

●BAT(Best Available Technology) 総務局に利用可能な最新の技術、例えば、「環境省指定先進的高効率省エネルギー機器一覧」に位置付けられた省エネルギー機器など。

Q 1-7. 実行計画(事務事業編)の点検の取組状況等について

- (1). 取組状況が市町村は、「地球温暖化対策推進法」第21条第10項に基づき、毎年、実行計画の実施状況を公表しなければなりません。また、実行計画の点検の状況(点検の回数、点検の項目)について、下の選択肢の中からお選びください。

回答: 1 毎月一回のペースで点検している。

2 四半期に一回のペースで点検している。

3 毎年一回のペースで点検している。

4 毎年ではないが点検している。

5 点検していません。

6 不明

Q 1-7(1)で1~4、6を選択した場合→Q1-7(2)へ、Q1-7(1)で5を選択した場合→Q1-7(7)へ

Q 1-7(1)で1~4、6を選択した場合のみ

- (2). 実行計画(事務事業編)における点検の頻度について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	温室効果ガス排出量(団体全体としての排出量)
<input type="checkbox"/>	部屋・課室単位の温室効果ガス排出量
<input type="checkbox"/>	施設管理単位別の温室効果ガス排出量
<input type="checkbox"/>	建物単位の温室効果ガス排出量
<input type="checkbox"/>	実行計画(事務事業編)ごとの取組項目
<input type="checkbox"/>	ベンチマーク指標との比較
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

Q 1-7(1)で1~4、6を選択した場合のみ

- (3). 実行計画(事務事業編)における温室効果ガス排出量(又は、エネルギー使用量など)の集計方法について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	独自開発の情報システムを利用
<input type="checkbox"/>	既存のソフトウェアを利用
<input type="checkbox"/>	クラウド等の外部サービスを利用
<input type="checkbox"/>	独自に作成した集計用集計ツールにより集計
<input type="checkbox"/>	独自開発の集計ツールにより集計
<input type="checkbox"/>	環境省の集計ツールにより集計
<input type="checkbox"/>	外部業者への委託により集計
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	不明

(システムやサービスについて具体的に御記入ください。)

システム提供者	システム名
サービス提供者	サービス名

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

↓01-7(1)で1~4,6を選択した場合のみ

(4) 実行計画(事務事業編)の推進過程で困っていることについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	財源が不足している。
<input type="checkbox"/>	人員が不足している。
<input type="checkbox"/>	他の部局・課室の協力が得られない。
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。
<input type="checkbox"/>	最新の技術情報や知見が不足している。
<input type="checkbox"/>	推進の効果の発現も評価面が難しい。
<input type="checkbox"/>	有望な推進が思いつかない。
<input type="checkbox"/>	補助金など財力的な運用がでない。
<input type="checkbox"/>	森林災害(厚日本気象庁、地震、台風、大雨等)の影響が強い。
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策の優先度が低い。
<input type="checkbox"/>	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。
<input type="checkbox"/>	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)が集まらない。
<input type="checkbox"/>	温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報(電気使用量、燃料使用量など)の集計に手間・時間がかかる。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	特に困っていることはない。

↑(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

↑

↓01-7(1)で1~4,6を選択した場合のみ

(5) 実行計画(事務事業編)における点検結果・評価の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	ホームページで公表している。
<input type="checkbox"/>	広報誌で公表している。
<input type="checkbox"/>	環境報告書、環境白書等で公表している。
<input type="checkbox"/>	専用の冊子等を作成し公表している。
<input type="checkbox"/>	環境審議会で公表している。
<input type="checkbox"/>	議会報告で公表している。
<input type="checkbox"/>	記者発表をしている。
<input type="checkbox"/>	イベント展示などで公表している。
<input type="checkbox"/>	掲示板、開覧コーナー、情報公開室等で公開している。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	公表していない。
<input type="checkbox"/>	不明

↑(掲載しているホームページ等のURLを御記入ください。)

↑

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

↑(「その他」の内容又は「公表していない理由を具体的に御記入ください。例) その他:課が発信しているメールマガジン 等、公表していない理由:計画期間が経過しているため 等)

↑

1.01-7(1)で1~4, 6を選択した場合のみ

(6). 実行計画(事業事業編)における進捗効果量や対策効果等の点検結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	国内機関(国や都道府県など)へ報告している。	
<input type="checkbox"/>	国外機関へ報告している。	国内機関名称
<input type="checkbox"/>	他の行政計画等の進捗内容の検討材料としている。	国外機関名称
<input type="checkbox"/>	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	
<input type="checkbox"/>	子どもへの関係教育の材料として学校等に配布している。	
<input type="checkbox"/>	審議会、委員会への報告資料としている。	
<input type="checkbox"/>	排出量が増加した部品・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	
<input type="checkbox"/>	設備投資や物品購入における配達の判断材料としている。	
<input type="checkbox"/>	集員の省エネ意識の向上に活用している。	
<input type="checkbox"/>	その他	
<input type="checkbox"/>	活用していない。	
<input type="checkbox"/>	不明	

(1)その他の内容を具体的に御記入ください。

(7). 実行計画(事業事業編)における進捗の進捗状況を担当部署としてどのように評価していますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択数:	1	<input type="radio"/>	目標達成に向けて、順調に進んでいる。
	2	<input type="radio"/>	目標達成が困難な状況である。
	3	<input type="radio"/>	評価していない。

(選択した理由や状況評価等について補足がある場合には御記入ください。)

Q 1-8. 実行計画(事務事業編)の原直しについて

全団体が御回答ください。

(1). 政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)を受けた実行計画(事務事業編)の策定・改定の状況について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	<input type="radio"/>	1 政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である。
	<input type="radio"/>	2 (計画期間内であるが、)政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受け改定を検討している(又は検討する予定である)。
	<input type="radio"/>	3 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受け改定を行う予定である。
	<input type="radio"/>	4 過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた策定を予定している。
	<input type="radio"/>	5 策定・改定の時期は未定である。

1, 2, 3, 4を選択肢
(策定・改定の年度(予定を含む。)を記入ください。)

平成 年度

Q1-1(1)で0又は1を選択した都道府県の御担当者の方→Q1-9へ

Q1-1(1)で0又は1を選択した市町村(特別区含む。)の御担当者の方→Q1-10へ

Q1-1(1)で0又は1を選択した地方公共団体の組合(一部事務組合及び広域連合)の御担当者の方→Q1-14へ

Q1-1(1)で2~5を選択した場合、Q1-8(2)へ

↓ Q1-1(1)で2~5を選択した場合のみ

(2). 実行計画(事務事業編)の直近の中間見直しの予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	<input type="radio"/>	1 予定がある。
	<input type="radio"/>	2 予定がない。
	<input type="radio"/>	3 不明

平成 年度

↓ Q1-8(2)で1を選択した場合のみ

(3). 実行計画(事務事業編)における中間見直しの対象について、下の選択肢の中からお選びください。

回答	対象	1. 対象としている。	2. 対象としていない。	3. 不明
<input type="radio"/>	目標(達成動向)・実績(排出量の削減目標など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	取組(再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	管理(進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

Q 1-11. 郡送原県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。
 (1). 其団体が決定する地方公共団体実行計画(事務事業編)の対象としていた施設について
 下表に記載された施設のうち、実行計画(事務事業編)の対象となる施設に✓をお願います。併せて、直近の点検年度における実行計画(事務事業編)の対象となる施設の延べ床面積、
 温室効果ガス排出量について御記入ください。

主な施設		施設対象				直近の点検年度 (事務事業編対象施設)	
大分類	中分類	回答	対象外	一部対象	保有	施設数	延べ床面積 (㎡)
		1	2	3	4		
市民文化系施設	集会施設	○	○	○	○		
	文化施設	○	○	○	○		
社会教育系施設	図書館	○	○	○	○		
	博物館等	○	○	○	○		
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	○	○	○	○		
	レクリエーション施設、観覧施設	○	○	○	○		
	保養施設	○	○	○	○		
産業系施設	産業系施設	○	○	○	○		
学校教育系施設	学校	○	○	○	○		
	その他教育施設	○	○	○	○		
子育て支援施設	幼保・こども園	○	○	○	○		
	幼児・児童施設	○	○	○	○		
保健・福祉施設	高齢福祉施設	○	○	○	○		
	障害福祉施設	○	○	○	○		
	児童福祉施設	○	○	○	○		
	保健施設	○	○	○	○		
	その他社会福祉施設	○	○	○	○		
医療施設	医療施設	○	○	○	○		
	庁舎等	○	○	○	○		
行政系施設	消防施設	○	○	○	○		
	その他行政系施設	○	○	○	○		
公営住宅	公営住宅(居住型除く)※1	○	○	○	○		
公園	公園	○	○	○	○		
供給処理施設	一般廃棄物処理施設	○	○	○	○		
	上水道施設	○	○	○	○		
	下水道施設	○	○	○	○		
	その他供給施設	○	○	○	○		
	埋立	○	○	○	○		
	屋外照明	○	○	○	○		
その他	信号機	○	○	○	○		
	その他	○	○	○	○		
	施設名:						
	施設名:						
	施設名:						

※1:公営住宅型(居住型)については、入居者の生活に際して温室効果ガス排出量計算の対象外とし、施設の管理運営に係る事務所の部分や共用部等を調査の対象とします。ただし、施設数及び延べ床面積は居住部を除いた数値が不明ならば、除かれ、数値を記入してください。公営住宅で居住部を除いた数値を記載した場合は「対象外」を選択してください。

(2). 上記の対象施設において、貴団体の管轄区域外にある施設の有無について当てはまるものをお選びください。

回答: 選択数:

1	有り
2	無し
3	不明

(3). 上記の対象施設分類で「2:対象外」又は「3:一部対象外」を選択した施設等について、対象としていない主な理由として当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	管理委託しているため
<input type="checkbox"/>	指定管理をしているため
<input type="checkbox"/>	PFI(Private Finance Initiative)で運営しているため
<input type="checkbox"/>	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため
<input type="checkbox"/>	光熱水費を自団体が負担していない施設は対象外としているため
<input type="checkbox"/>	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため
<input type="checkbox"/>	事業年度以降に新設された施設等のため
<input type="checkbox"/>	合併前の団体の施設等のため
<input type="checkbox"/>	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	不明

(「その他」の内容を具体的に御記入ください、例)他部局との連絡が図られていない、知見のある職員が配属されていない、等)

(2). 今後の新たな再生可能エネルギー事業者及び未利用エネルギーの活用をめぐる検討状況について当てはまるものをお選びください。

回答:

選択肢:

<input type="radio"/>	1	検討している。
<input type="radio"/>	2	検討していません。
<input type="radio"/>	3	検討したが導入先として適切な施設や設備を確保していません。
<input type="radio"/>	4	不明

(3). 今後の新たな再生可能エネルギー事業者及び未利用エネルギーの活用をめぐる緊急事項として当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

選択肢:

<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入可能性が不明
<input type="checkbox"/>	設備の導入に係る経費の負担
<input type="checkbox"/>	設備の運用・維持に係る経費の負担
<input type="checkbox"/>	得られたエネルギーの活用方法(需給先の確保)
<input type="checkbox"/>	活用に関するノウハウ
<input type="checkbox"/>	関係する他部局・課室との合意形成
<input type="checkbox"/>	その他

<※重要なお知らせ>
 理研省では、再生可能エネルギーの導入可能性調査から設備導入に至るまで多様な補助金のメニューを用意しており、本年8月に平成30年度補助金要求書を取りまとめ、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策案」を公表しております。詳しくは以下URLよりご覧ください。
<http://www.en.vco.jp/euide/budget/h30/h30ju-ten-sasakushu.html>

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。
 下表のうち、温室効果ガス削減に向けて取組を実施している施設があれば、その取組の具体的な内容を御記入ください。
 ※重要なお知らせ>

○温室効果ガス削減に向けた具体的な取組については、「地球温暖化対策推進法」第26条に基づき、「温室効果ガス排出削減等指針(平成28年5月13日閣議決定)」に拠り、地方公共団体が講ずべき措置の一つとして、「温室効果ガス排出削減等指針」に基づき省エネシステムの推進等が定められています。
 これまでに「業務部門」、「施設物部門」、「産業部門(製造業)」、「上水道・工業用水部門」及び「下水道部門」について、「温室効果ガス排出削減等指針」が公表されています。
 詳しくは、以下URLより「温室効果ガス排出削減等指針」についての内容のバレットをご覧ください。
http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ea/4/e1/e1-guideline/files/4/e1-guideline_6.pdf

○事業者では、省エネシステムの可能性調査から省エネシステム型設備(照明、空調、コシエネレーションシステムなど)を導入し、多様な補助金のメニューを併用しており、本年8月1日平成30年度算定要求書)を取りまると、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策」を定めています。詳しくは以下URLをご覧ください。
<http://www.env.go.jp/euider/budget/h30/h30quten-sesakushu.html>

主な施設	設備・機器の使用に関する取組	設備・機器の導入・更新に関する取組		設備・機器の更新・機器の保守・修理に関する取組	その他の省エネ取組	直近の実行計画の名称前までに実施した主要取組の具体的な内容
		内、省エネLED照明の導入率(%)	内、省エネLED照明の導入可能な割合(%)			
市民文化系施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
文化施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
図書館	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
社会教育系施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
博物館等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
スポーツ・レクリエーション系施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
児童遊園地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
産業系施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
学校	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
学校教育系施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
子育て支援施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保健・福祉施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
医療施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
行政系施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
庁舎等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
消防施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他行政系施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
公営住宅	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
公園	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
一般廃棄物処理施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上下水道施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
下水処理施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他供給施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
郵便	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋外照明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
信号機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設名:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設名:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設名:	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

全団体が御回答ください。

Q 1-14. 職員に対する取組に關して

(1). 職員に対する運営効果が入削減に向けた普及啓蒙等として、
 需も力を入れている取組をお選びください。

回答:

(2). 選択肢のうち、最も効果的と考える取組をお選びください。

回答:

✓ (1) (2)

需も力を入れている取組	最も効果的な取組	取組内容
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 職員面談の増進
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 内部監査員の養成
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 研修型研修等の受贈
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4 庁内LANを活用した情報提供
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5 e-ラーニングを活用した自主学習の推進
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	6 計画書、概要版の発行
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	7 職員たよりの発行
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 館内放送の活用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 ボスナーの活用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 その他

↑ (「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

(3). 上記(1)で選択した取組の職員による自主的な行動への効果について当てはまるものをお選びください。

回答:

選択肢	1	2	3
職員による自主的な行動に繋がっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
職員による自主的な行動は部分的である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
職員による自主的な行動に繋がっていないといえない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

2. 区域施策に関する事項(都道府県、市町村(特別区含む。))の場合のみ回答

都道府県、市町村(特別区含む。))の全団体が御回答ください。

実行計画(区域施策編)の策定・改定状況について

※ 重要なお知らせ ▶

地方公共団体実行計画(区域施策編)(以下「実行計画(区域施策編)」)といいます。地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。))第21条第3項に基づき、全ての都道府県、指定都市及び中核市(施行時特別市を含む。))に策定が義務付けられています。また、政府の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 1.、2.

(略)

3. 都道府県並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的条件に及びて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴つて排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び装置の利用その他の区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関し行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策及び改善に関する事項
- 四 その区域内における建築物等(新築型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第2項に規定する建築物等をいう。))の発生の抑制の促進その他の新築型社会(同条第1項に規定する新築型社会をいう。))の形成に関する事項

○地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(抜粋)

第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本向政策

2. 「地方公共団体」の基本向政策

(1) 地域の自然的条件に及びた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、新築型社会の形成、事業者・住民へへの情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特別市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的条件に及びて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画(以下「地方公共団体実行計画(区域施策編)」)を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定し実施するよう努める。

(1). 平成29年10月1日現在における最新の実行計画(区域施策編)に係る今後の予定について、下の選択欄の中からお選びください。

回答:

選択欄:

<input type="radio"/>	0	過去に一度も策定したことがなく、平成29年10月1日以降も策定する予定はない。
<input type="radio"/>	1	過去に一度も策定したことがないが、平成29年10月1日以降に策定する予定がある。
<input type="radio"/>	2	現在、計画期間中で既に平成29年10月1日以降に改定する予定はない。
<input type="radio"/>	3	現在、計画期間中で既に平成29年10月1日以降に改定する予定がある。
<input type="radio"/>	4	既に計画期間が経過しているが、平成29年10月1日以降に改定する予定はない。
<input type="radio"/>	5	既に計画期間が経過しており、平成29年10月1日以降に改定する予定がある。

1、3、5を回答

平成 年度

(策定・改定を予定している年を御記入ください。)

02-1(1)で0又は1を選択した場合→02-1(3)へ、02-1(1)で2～5を選択した場合→02-1(2)へ

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

- (2). 平成29年10月1日現在の実行計画（区域連携業編）の業定・改定年度及び計画期間を御記入ください(敬値の記入は半角英数字にてお願いいたします。改定した場合は、最新の実行計画（区域連携業編）また、最新の実行計画（区域連携業編）の名称を御記入ください。

当初業定年度	平成	年	度	計画期間	年	間
最終改定年度	平成	年	度	計画期間	年	間
※改定した場合のみ記入						

記入例
 業定年度：平成21年度、開始年度：平成21年度、
 目標年度：平成27年度の場合、計画期間は7年間
 記入例
 業定年度：平成21年度、開始年度：平成22年度、
 目標年度：平成27年度の場合、計画期間は6年間

最新の実行計画（区域連携業編）の名称を御記入ください。

--

02-1(1)で2、3又は5を選択した場合→02-1(4)へ、02-1(1)で0、1又は4を選択した場合→02-1(3)へ

↓02-1(1)で0、1又は4を選択した場合

- (3). 実行計画（区域連携業編）が現時点で未業定又は計画期間が過ぎているも未改定の理由について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	計画を業定、改定するための人員が不足しているため
<input type="checkbox"/>	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため
<input type="checkbox"/>	他の部局・課室の協力が得られにくいため
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため
<input type="checkbox"/>	最新の技術情報や知識が不足しているため
<input type="checkbox"/>	対策、施策の効果の見極めや評価が難しいため
<input type="checkbox"/>	有望な対策、施策が思いつかないため
<input type="checkbox"/>	熱帯災害等(東日本大震災、地震、台風、大雨等)の影響が持続しているため
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策の優先度が低いため
<input type="checkbox"/>	温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため
<input type="checkbox"/>	周辺の団体も未業定であるため
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	上記に該当するものがない。

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

(4). 最新の実行計画(区域連携案編)の策定又は改定における温室効果ガス排出量の算定(確認推計及び推定推計など)及び温室効果ガス削減目標算定で困難だったことについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認が収集が大変である。
<input type="checkbox"/>	算定・推計方法が専門的で分からない。
<input type="checkbox"/>	計画を策定・改定するための人員が不足している。
<input type="checkbox"/>	専門家の助言が必要である。
<input type="checkbox"/>	電気、都市ガスなどと併用者データの提供に十分な協力が得られない。
<input type="checkbox"/>	目標値の設定に苦慮した。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	特に無し
<input type="checkbox"/>	不明

(「その他」の内容を具体的に記入ください。) 別国の削減目標が未定だったため、算定の根拠データが古く算定に即した推計が難しい、等

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

(5). 最新の実行計画(区域連携案編)の策定又は改定の過程で困難だったことについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	国別の経済的な組み方や国の計画・目標等を踏まえた内容の検討
<input type="checkbox"/>	削減目標の設定
<input type="checkbox"/>	対策・施策の検討
<input type="checkbox"/>	対策・施策の削減効果の試算
<input type="checkbox"/>	推進体制の検討・構築
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	特に無し
<input type="checkbox"/>	不明

(「その他」の内容を具体的に記入ください。) 別国や県の方針が未定だったため、整合が回りづらかった、等

都道府県及び市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

(6). 調査では、「地方公共団体実行計画策定支援サイト」(URL: http://www.en.go.jp/policy/local_keitaku/kuiki/index.htm)にて、実行計画(区域施策編)の策定等に資するマニュアルやツール類を提供しています。平成29年3月に掲載者は「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」を取りまとめました。これらのマニュアルやツールのうち、最新の実行計画(区域施策編)の策定又は改定に当たって使用したもので、現在使用しているものについて、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(策定手法編)(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(運用編)(Ver1.0)
<input type="checkbox"/>	平成29年3月に公表された最新のマニュアル類(上記3つ)の存在を知らない。
<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)
<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)補遺版
<input type="checkbox"/>	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き
<input type="checkbox"/>	採分法【データ】部門別CO ₂ 排出量の状況推計
<input type="checkbox"/>	採分法【ツール】部門別CO ₂ 排出量計算シート
<input type="checkbox"/>	採分法【データ】運輸部門(自動車)CO ₂ 排出量推計シート
<input type="checkbox"/>	採分法【ツール】採分法による排出量算定支援ツール
<input type="checkbox"/>	【データ】自治体排出量カルテ
<input type="checkbox"/>	【ツール】区域施策編「目標設定・進捗管理支援ツール
<input type="checkbox"/>	【データ】自治体データベース
<input type="checkbox"/>	使用していない。
<input type="checkbox"/>	平成29年2月以前に公表されたマニュアルやツールの存在を知らなかった。
<input type="checkbox"/>	使用したかどうかが分からない。
<input type="checkbox"/>	独自の策定ファイルを作成した。
<input type="checkbox"/>	その他

平成29年3月に公表された最新のマニュアル類

↑上記期間で「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.0)」を選んだ方

(7). 実行計画(区域施策編)の策定・実施マニュアル(本編)の用途として当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	今年度策定・改定を予定しているため参考としている。
<input type="checkbox"/>	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。
<input type="checkbox"/>	区域施策編の策定に際して参考としている。
<input type="checkbox"/>	その他

↑(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

郡連前県及び市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

(8). 「地球温暖化対策推進法」の平成29年5月の改正に伴い、地方公共団体実行計画を共同で策定できる旨が規定されました(「地球温暖化対策推進法」第21条第1項)。

貴団体に於ける実行計画(区域連携案)の共同策定の検討状況等について、下の選択肢の中からお選びください。

また、予定がある場合は具体的な共同する予定がある相手先を御記入いただき、関心がある場合は共同したい相手先について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

回答:

選択肢:

<input type="radio"/>	1	平成28年度又はそれ以前に策定済である。
<input type="radio"/>	2	平成28年度中に共同した計画を策定予定
<input type="radio"/>	3	平成30年度以降に共同した計画を策定予定
<input type="radio"/>	4	共同策定の予定はないが関心がある。
<input type="radio"/>	5	共同策定の予定が全く関心もない。
<input type="radio"/>	6	検討していない。
<input type="radio"/>	7	不明

(共同する予定の団体の団体を御記入ください。複数ある場合は、全ての団体を御記入ください。)

2、3を複数

(共同したい団体について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。)

4を複数

<input type="checkbox"/>	管内の市町村(特別区含む。)(郡連前県の場合)
<input type="checkbox"/>	属する郡連前県(市町村(特別区含む。))の場合)
<input type="checkbox"/>	近隣の市町村(特別区含む。)
<input type="checkbox"/>	一部事務組合及び広域連合
<input type="checkbox"/>	その他

02-1(1)で0又は1を選択した場合→02-4(1)へ、02-1(1)で2～5を選択した場合→02-1(9)へ

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

(9). 「地球温暖化対策推進法」第21条第8項において郡連前県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬとされていますが、策定した実行計画(区域連携案)の公表方法について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	ホームページで公表している。
<input type="checkbox"/>	広報紙で公表している。
<input type="checkbox"/>	環境報告書、環境白書等で公表している。
<input type="checkbox"/>	専用の冊子等を作成して公表している。
<input type="checkbox"/>	環境審議会で公表している。
<input type="checkbox"/>	議会報告で公表している。
<input type="checkbox"/>	記者発表をしている。
<input type="checkbox"/>	イベント展示などで公表している。
<input type="checkbox"/>	掲示板、開館コーナー、情報公開室等で公開している。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	公表していない。
<input type="checkbox"/>	不明

(掲載しているホームページ等のURLを御記入ください。)

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

(「その他」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。例) その他「課が発信しているメールマガジン」等、公表していない理由;計画期間が経過しているため(等)

↓ 02-1(1)で2-5を選択した場合

Q 2-2. 実行計画(区域施策)の目標設定と対象について

- (1). 実行計画(区域施策)における各部門のエネルギー排出量の算定手法について、下の選択肢の中からお選びください。
なお、ここでは、平成29年3月に公表された「地方公共団体実行計画(区域施策)算定・実施マニュアル算定手法編(Ver1.0)」を「新マニュアル」と表記します。また、平成28年以前に公表された古いマニュアル編を「旧マニュアル」と表記します。

回答	部門	1 旧マニュアルに 載った算分法 (簡易型)	2 旧マニュアルに 載った算分法 (標準型)	3 旧マニュアルに 載った算分法 (標準型)	4 旧マニュアルに 載った算分法 (詳細型)	5 新マニュアル に載った算分 手法	6 独自の算分 手法	7 算定してい ない。
	産業部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	民生家庭部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	民生業務部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	運輸部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	エネルギー供給部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- (2). 実行計画(区域施策)において、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量又は吸収量の取組のうち、算定対象としているかどうかについて、下の選択肢の中からお選びください。

回答	分野	1 対象としている。	2 対象していない。
	燃料の燃焼分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	工業プロセス分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	農業分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	廃棄物分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	代替フロン等4ガス分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	森林等の吸収源	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。例)運輸部門のタクシー、一酸化二窒素等)

- (3). 実行計画(区域施策)における直近の目標設定の有無について、目標の種類ごとに下の選択肢の中からお選びください。
※短期目標について御回答ください。ただし、短期目標を設定していない、又は短期目標期間が既に終了している場合は、中期目標と読み替えて御回答ください。

目標の種類	設定の有無	
	1 設定している。	2 設定していない。
総量目標	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
温室効果ガス排出量 削減率目標	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
最終エネルギー消費量 削減率目標	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
最終エネルギー消費 削減率目標	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再生可能エネルギー一 貫導入率目標	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
部門・分野別目標	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

↓02-1(1)で2-5を選択した場合

- (4) 実行計画(区域施策案)における温室効果ガス排出量・吸収量・換算量、目標年度値及び直近の算定値を御記入ください。
 ※下表の部門・分野の分類は、平成29年3月に公表された「地方公共団体実行計画(区域施策案)策定・実施マニュアル」に準拠しています。直近の実行計画(区域施策案)において対応する部門・分野がない場合は、空欄としてください。
 ※目標年度値について、定量的な目標を設定していない場合は、空欄としてください。
 ※直近の算定値について、把握している場合は御記入ください。

目標	基準年度値		直近の算定値		目標年度値①		目標年度値②	
	2013年度	年度	年度	年度	2030年度	2050年度	2030年度	2050年度
基準年度・目標年度(西暦)	2013年度		計画期間の算定年度		計画期間の目標年度		2030年度	2050年度
総量目標		t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
部門・分野別の目標	産業部門	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	業務その他部門	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	エネルギー起源CO ₂	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	家庭部門	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	運輸部門	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	エネルギー・転換部門	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	燃料の燃焼分野	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	工業プロセス分野	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	農業分野	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
	エネルギー以外のガス	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02
廃棄物分野	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	
代替フロン等4ガス分野	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	
森林等の吸収源(▲)	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	
その他	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02	t-02

↓ 02-1(1)で2-5を選択した場合

(5) 実行計画(区域・施設業種)における部門・分野別の対象・施策の目標の達成状況(達成率)を御記入ください。また、対象・施策の目標の具体的な内容(補助金による再生可能エネルギー設備・施設の導入量、カーボンの実質ゼロ)を御記入ください。

部門・分野別の目標	対象・施策の目標	目標設定の有無		具体的な内容
		1 設定している。	2 設定していない。	
エネルギー起源CO ₂ の目標	産業部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	業務その他部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	家庭部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	運輸部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	エネルギー転換部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	燃料の燃焼分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	工業プロセス分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	農業分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
エネルギー起源CO ₂ 以外の目標	産業部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	代替フロン等4ガス分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

↓ 02-2(3)の温室効果ガス排出原単位目標で1を選択した場合のみ

(5) 実行計画(区域・施設業種)における部門・分野別の目標設定の有無について、下の選択肢の中からお選びください。また、その単位を御記入ください。

部門・分野別の目標	温室効果ガス排出原単位目標	目標設定の有無		単位
		1 設定している。	2 設定していない。	
エネルギー起源CO ₂ の目標	産業部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	業務その他部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	家庭部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	運輸部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	エネルギー転換部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	燃料の燃焼分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	工業プロセス分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	農業分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
エネルギー起源CO ₂ 以外の目標	産業部門	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	代替フロン等4ガス分野	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

例えば、1人あたりの温室効果ガス排出量を目標としている場合は、「kg-CO₂/人」と御記入ください。

↓02-1(1)で2～5を選択した場合

(7) 実行計画(区域施策編)の位置づけについて

① 実行計画(事業事業編)と統合していますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答: 1 統合している。

2 今後、改定時に統合を予定している。

3 統合していません。

② 実行計画(区域施策編)は、「環境基本計画」との調和・連携又は統合が図られていますか。下の選択肢の中からお選びください。

回答: 1 環境基本計画と統合している。

2 環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。

3 環境基本計画を上位計画として位置づけられていないが、連携は図っている。

4 環境基本計画とは連携を図っていない。

5 環境基本計画を策定していません。

●「調和・連携」とは
 実行計画(区域施策編)が他の行政計画とは別個に策定されているものの、実行計画(区域施策編)の目的や意義について、関連する部分等の行政計画と整合・協調が図られていることを指します。

●「統合」とは
 実行計画(区域施策編)が他の行政計画と一体となって策定されている場合を指します。

③ 実行計画(区域施策編)とその他の行政計画(環境基本計画を除く。)との調和・連携又は統合について、下記の行政計画ごとに該当する選択肢をお選びください。

回答	行政計画	1 図られている。	2 図られていない。	3 当該計画を策定していません。	4 不明
	総合計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「森林再生の健全な実施と調和のとれた再生可能エネルギー等の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通圏形成計画」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	公共施設等総合管理計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一般廃棄物処理基本計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境モデル都市アクションプラン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境未来都市計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

↑ (「その他」の内容を具体的に調記入ください。)

◎ 他の行政計画に基づく個別の事業（道路事業、土地造成、再開発事業等）は、地球温暖化対策と調和・連携が図られていますか。下の選択表の中からお選びください。

回答： 選択表：

1	2
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

 図られています。 図られていません。

（上記の回答のように判断する理由を御記入ください。）

例）図られている理由：総合計画において、他の行政計画に基づく事業についても地球温暖化対策との調和・連携を図る旨が規定されている。事業の企画・実施段階でのチェックリストに地球温暖化対策を含む連携配慮について確認することが義務付けられている等

図られていない理由：連携した事業がない。調和・連携を図る内容となっていない等

↓ 02-1(1)で2-5を選択した場合のみ

0 2-3. 実行計画（区域施策等）の進捗管理の仕組みについて

(1). 実行計画（区域施策等）の進捗管理を協議・審議する場について、当てはまるもの全てをお選びください（複数回答可）。

<input type="checkbox"/>	地方公共団体実行計画協議会
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策地域協議会
<input type="checkbox"/>	環境審議会
<input type="checkbox"/>	関係各課等で構成される庁内組織
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	協議・審議する場はない。
<input type="checkbox"/>	不明

↑ (1)の他)の内容を具体的に御記入ください。

(2). 実行計画（区域施策等）の進捗状況を協議・審議する場のメンバーについて、当てはまるもの全てをお選びください（複数回答可）。

<input type="checkbox"/>	部局内担当者
<input type="checkbox"/>	庁内の関係部局担当者
<input type="checkbox"/>	環境審議会
<input type="checkbox"/>	関係各課等で構成される庁内組織
<input type="checkbox"/>	NPO等
<input type="checkbox"/>	住民代表
<input type="checkbox"/>	地元企業担当者
<input type="checkbox"/>	外部の学識経験者
<input type="checkbox"/>	計画原案を委託した外部業者
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	協議・審議する場はない。
<input type="checkbox"/>	不明

↑ (1)の他)の内容を具体的に御記入ください。例)他の地方公共団体職員、関係者庁職員 等)

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

Q 2-4. 区域施策に関する喫煙対策の取組状況

(1). 喫煙対策の取組状況について、下の選択欄の中からお選びください。(対策ごとに1つ選択)。

回答	1 1. 実行計画(区域施策編)に位置付けて、 取り組んでいる。	2 2. 実行計画(区域施策編)に 位置付けていないが、取り組 んでいる。	3 3. 取り組んでいない	4 4. 不明
喫煙対策に関する取組	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
森林喫煙対策	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
農地土壌炭素喫煙対策	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
都市緑化等の推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

↑(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

Q2-4(1)で1を選択した項目がある場合→Q2-4(2)へ、1を選択した項目がない場合→Q2-5へ

↓Q2-4(1)で1を選択した項目がある場合のみ

(2). 実行計画(区域施策編)に位置付けている部分の概要(定量的な数値のみならず、定性的な記述含む。)を御記入ください。

例)森林喫煙対策として、〇〇年度までに△△haの団地を実施する 等

Q 2-5. 都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。
 区域施策に関する気候変動による影響への適応(適応策)の取組状況について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	適応策を主目的とする行財政計画(実行計画(区域施策編)を除く。)を策定している。
<input type="checkbox"/>	実行計画(区域施策編)に適応策を盛り込んでいる。
<input type="checkbox"/>	実行計画(区域施策編)以外の行財政計画に適応策を盛り込んでいる。
<input type="checkbox"/>	いずれの行財政計画にも盛り込んでいないが、適応策を講じている。
<input type="checkbox"/>	適応策は講じていない。
<input type="checkbox"/>	不明



(計画に盛り込んでいる内容又は取り組んでいる内容に当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。)

<input type="checkbox"/>	農業・畜産・林業・水産業
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：農産物・畜産物の品質低下、農産物の収量減少、農産物の品質低下、農産物の品質低下、農産物の品質低下
<input type="checkbox"/>	水環境・水資源
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：水質悪化、水質悪化、水質悪化、水質悪化、水質悪化、水質悪化
<input type="checkbox"/>	自然生態系
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：生態系サービスの低下、生態系サービスの低下、生態系サービスの低下、生態系サービスの低下
<input type="checkbox"/>	自然環境・治産
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：自然環境の悪化、自然環境の悪化、自然環境の悪化、自然環境の悪化
<input type="checkbox"/>	健康
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：熱中症増加、熱中症増加、熱中症増加、熱中症増加
<input type="checkbox"/>	農業・林業活動
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：農業・林業活動の悪化、農業・林業活動の悪化、農業・林業活動の悪化、農業・林業活動の悪化
<input type="checkbox"/>	国民生活・都市生活
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：国民生活・都市生活の悪化、国民生活・都市生活の悪化、国民生活・都市生活の悪化、国民生活・都市生活の悪化
<input type="checkbox"/>	地域での適応の推進
<input type="checkbox"/>	気候変動による影響の例：地域での適応の悪化、地域での適応の悪化、地域での適応の悪化、地域での適応の悪化
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	具体的な内容

●緩和策と適応策
 気候変動への対策は、「緩和策」と「適応策」に大別されます。
 これらのうち、「緩和策」は、気候変動の原因となる温室効果ガスについて、その排出を抑制・削減を図る取組です。具体的には、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの推進、森林吸収源の整備等があります。
 これに対し、「適応策」は、既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組です。具体的には、高気温下でも自前でできる農作物の品種改良や、自然災害(台風等)の激甚化に對するインフラの整備・強化等があります。

- Q 2-6. 都道府県及び市町村(特別区を含む。)の全団体が御回答ください。
 国の「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況について
 (1) 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について
 ① 再生可能エネルギー一層拡充に係る固定資産税減免等の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

回答: 選択肢:

<input type="radio"/>	1	措置を講じている。
<input type="radio"/>	2	措置を講じる予定が確り検討している。
<input type="radio"/>	3	措置を講じていない。

(追加的取組がある場合は、具体的に御記入ください。)

- ② 地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資や融資などの金融上の措置について、下の選択肢の中からお選びください。

回答: 選択肢:

<input type="radio"/>	1	措置を講じている。
<input type="radio"/>	2	措置を講じる予定が確り検討している。
<input type="radio"/>	3	措置を講じていない。

(追加的取組がある場合は、具体的に御記入ください。)

- ③ 事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用状況について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。
<input type="checkbox"/>	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。
<input type="checkbox"/>	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。
<input type="checkbox"/>	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。
<input type="checkbox"/>	条例に基づく温室効果ガス排出量取引制度を導入している。
<input type="checkbox"/>	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある。
<input type="checkbox"/>	上記のいずれも導入していません。今後の導入の予定はない。

(2) 地域のみ様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるものについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	業務中心地区や工業団地等におけるOEMsや地域熱供給の導入などの面的取組
<input type="checkbox"/>	都市のコンパクト化
<input type="checkbox"/>	公共交通網の再構築
<input type="checkbox"/>	スマートモビリティの構築
<input type="checkbox"/>	まちづくりに参加する人づくり ネットワークづくりの促進
<input type="checkbox"/>	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	取り組んでいない。

(「その他の内容」を具体的に御記入ください。)

(3) 地方公共団体の区域の枠を超えた協調・連携について

① 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況について、下の選択肢からお選びください。

回答:	選択肢:
<input type="text"/>	<input type="radio"/> 1 実施している。
	<input type="radio"/> 2 予定が盛りこまれていない。
	<input type="radio"/> 3 予定がない。

02-6(3)Xで1を選択した場合→02-6(3)X2へ

02-6(3)X0で2又は3を選択した都道府県の御担当者の方→02-7へ

02-6(3)X0で2又は3を選択し、02-1(1)で0又は1を選択した市町村(特別区を含む。)の御担当者の方→02-9へ

02-6(3)X0で2又は3を選択し、02-1(1)で2～5を選択した市町村(特別区を含む。)の御担当者の方→02-8(1)へ

↓02-6(3)Xで1を回答した場合のみ

② 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。また、取組の具体的な内容を御記入ください。

<input type="checkbox"/>	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する市民の共有
<input type="checkbox"/>	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施
<input type="checkbox"/>	建群中核都市圏(相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏)における対策・施策の連携・協調
<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施
<input type="checkbox"/>	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に委嘱(国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に関する情報共有)
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	取り組んでいない。

(取組内容を具体的に御記入ください。)

↓02-8(1)で1又は2を選択した場合のみ

(3) 実行計画(区域施策編)の進捗評価結果の公表方法について、当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	ホームページで公表している。
<input type="checkbox"/>	広報紙で公表している。
<input type="checkbox"/>	環境報告書、環境白書等で公表している。
<input type="checkbox"/>	専用の冊子等を作成し公表している。
<input type="checkbox"/>	環境審議会等で公表している。
<input type="checkbox"/>	議会報告で公表している。
<input type="checkbox"/>	記者発表をしている。
<input type="checkbox"/>	イベント展示などで公表している。
<input type="checkbox"/>	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	公表していない。
<input type="checkbox"/>	不明

↑ (掲載しているホームページ等のURLを御記入ください。)

ホームページ上に掲載している場合は、そのURLを正しく御記入ください。

↑ (「その他の」の内容又は「公表していない」の理由を具体的に御記入ください。例) その他: 課が発信しているメールマガジン等、公表していない理由: 計画期間が経過しているため等)

↓02-8(1)で1又は2を選択した場合のみ

(4) 実行計画(区域施策編)の進捗評価結果は、公表以外にどのように取り扱っていますか。当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	国内機関(国や都道府県など)へ報告している。
<input type="checkbox"/>	無答
<input type="checkbox"/>	海外機関へ報告している。
<input type="checkbox"/>	無答
<input type="checkbox"/>	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。
<input type="checkbox"/>	一般市民、業者向けの研修会等で情報提供している。
<input type="checkbox"/>	子どもへの環境教育材料として学校等に提供している。
<input type="checkbox"/>	審議会/委員会へへの報告資料としている。
<input type="checkbox"/>	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている。
<input type="checkbox"/>	その他の方法に適用している。
<input type="checkbox"/>	具体的な内容
<input type="checkbox"/>	適用していない。
<input type="checkbox"/>	不明

<参考>
全国の優良事例を地方公共団体実行計画(区域施策編)決定、実施マニュアル等別添へ掲載。

↓ 02-8(1)で1又は2を選択した場合のみ

(5) 実行計画(区域施策編)の直近の進捗評価結果を相当部(局)課長としてどのように評価していますか。下の選択肢の中からお選びください。

④ 回答: 選択肢:

<input type="radio"/>	1	目標達成に向けて、期前に進んでいる。
<input type="radio"/>	2	目標達成が困難な状況である。
<input type="radio"/>	3	評価していない。

02-8(5)①で1を選択→02-8(5)②へ、02-8(5)①で2を選択→02-8(5)③へ、02-8(5)①で3を選択→02-8(5)④へ

↓ 02-8(5)①で1を選択した場合のみ

⑤ 実行計画(区域施策編)の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	工場・事業所における省エネルギーの進展
<input type="checkbox"/>	自動車等の低炭素化の進展
<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギーの導入の拡大
<input type="checkbox"/>	家庭部門における省エネルギー・節電の定着
<input type="checkbox"/>	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり
<input type="checkbox"/>	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下(人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業種不振等)
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	不明

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

02-8(5)②で1を選択→02-8(5)①へ

↓ 02-8(5)②で2を選択した場合のみ

⑥ 実行計画(区域施策編)の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主要要因として考えられることについて、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	電力排出係数の悪化
<input type="checkbox"/>	熱害災害(東日本大震災、地震、台風、大雨等)の影響
<input type="checkbox"/>	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加(人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等)
<input type="checkbox"/>	普及啓発の停滞
<input type="checkbox"/>	対策・施策(普及啓発を除く。)の停滞・後退
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	不明

(「その他」の内容を具体的に記入ください。)

↓02-1(1)で2～5を選択した場合のみ

(5) 実行計画(区域施策等)の推進過程で困っていることについて、当てはまるもの全てをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	財源が不足している。
<input type="checkbox"/>	人員が不足している。
<input type="checkbox"/>	他の部局・課室の協力が得られにくい。
<input type="checkbox"/>	事業者の理解や協力が得られにくい。
<input type="checkbox"/>	住民に対する普及啓発が難しい。
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。
<input type="checkbox"/>	最新の技術情報や知見が不足している。
<input type="checkbox"/>	対策・施策の効果の算定が難しい。
<input type="checkbox"/>	有望な対策・施策が見つからない。
<input type="checkbox"/>	補助金など強力的な運用ができていない。
<input type="checkbox"/>	激甚災害(東日本大震災、地震、台風、大雨等)の影響が続いている。
<input type="checkbox"/>	地球温暖化対策の優先度が低い。
<input type="checkbox"/>	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。
<input type="checkbox"/>	対策・施策の費用対効果が低い。
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	特に困っていることはない。

(1)その他の内容を具体的に記入ください。

都道府県、市町村(特別区含む。)の全団体が御回答ください。

0 2-9. 実行計画(区域施策編)の見直しについて

(1). 政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた実行計画(区域施策編)の策定・改定の状態について、下の選択肢の中からお選びください。

回答:

選択肢:	1	政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である。
	2	(計画期間内であるが、)政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて改定を検討している(又は検討する予定である)。
	3	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である。
	4	過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた策定を予定している。
	5	策定・改定の時期は未定である。

(策定・改定の年度(予定を含む。)を御記入ください。)

平成 年度

1~4を回答

02-1(1)で0又は1を選択した場合→03-1ハ、02-1(1)で2~5を選択した場合→02-9(2)ハ

↓02-1(1)で2~5を選択した場合のみ

(2). 実行計画(区域施策編)の中間見直し(計画期間の中間年度等における、一部又は全部の改定を視野に入れた全面的な進捗評価)の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

(中間見直しの予定年度を御記入ください。)

回答:

選択肢:	1	予定がある。
	2	予定がない。
	3	不明

平成 年度

02-9(2)で1を選択した場合→02-9(3)ハ、02-9(2)で2~3を選択した場合→02-10ハ

↓02-9(2)で1を選択した場合のみ

(3). 実行計画(区域施策編)の各事項における中間見直しの対象について、下の選択肢の中からお選びください。また、見直しを行う理由については具体的に御記入ください。

回答	1 対象としている。	2 対象していない。	3 不明	見直し対象と理由
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	目標や対策・施策の内容
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	見直し理由
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	進捗管理の仕組み
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	見直し理由
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	評価結果の公表のあり方
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	見直し理由

↓ 02-1(1)で2-5を選択した場合のみ

0 2-10. 地域の運営加算ガス排出量の推計に用いられるエネルギーデータについて

(1). 平成28年春以前の電気事業者・ガス事業者からの区域における電力販売量（kWh）・ガス販売量などのデータの提供について、当てはまるものをお選びください。

販売量データ	回答	1	2	3
		提供を受けていた。	提供を受けていなかった。	不明
電力販売量		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ガス販売量		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(2). 上記(1)で「提供を受けていた。」を選択された団体にお伺いします。

① エネルギーデータの提供者及び対象範囲として、当てはまるものをお選びください（複数回答可）。
 ※なお、「旧一般電気事業者」とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社の10社を指します。また、下記において「旧一般電気事業者以外の電気事業者」とは、いわゆる新電力などを指します。

選択肢:

<input type="checkbox"/>	旧一般電気事業者から提供した区域に販売された全ての電力量(当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値)
<input type="checkbox"/>	旧一般電気事業者から提供した区域に販売された電力量(当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない。)
<input type="checkbox"/>	旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供した区域に販売された電力量
<input type="checkbox"/>	都市ガス事業者から提供した区域に販売された都市ガス量
<input type="checkbox"/>	LPガス事業者から提供した区域に販売されたLPガス量
<input type="checkbox"/>	旧一般電気事業者から提供した区域に供給された再生可能エネルギーの導入量
<input type="checkbox"/>	旧一般電気事業者から提供した区域に供給された電気の電力排出係数
<input type="checkbox"/>	旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供した区域に販売された電気の電力排出係数
<input type="checkbox"/>	その他

② 提供を受けていた電力量の区分として、当てはまるものをお選びください（複数回答可）。

選択肢:

<input type="checkbox"/>	部門別(産業部門、業務その他部門、家庭部門等)
<input type="checkbox"/>	燃料種別(低圧、高圧、特別高圧等)
<input type="checkbox"/>	産業別(鉄鋼業、化学工業、農業、製造業等)
<input type="checkbox"/>	その他

(3). 現時点における電気事業者・ガス事業者からの区域における電力販売量（kWh）・ガス販売量などのデータの提供について、当てはまるものをお選びください。

販売量データ	回答	1	2	3
		提供を受けている。	提供を受けていない。	不明
電力販売量		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ガス販売量		<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(4). 上記(3)で「1. 提供を受けている。」を選択された団体にお伺いします。
 のエネルギー事業者の提供者及び対象範囲として、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

選択肢:	<input type="checkbox"/>	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力(当該日一般電気事業者自身の販売量と当該日一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値)
	<input type="checkbox"/>	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された電力(当該日一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含めない)
	<input type="checkbox"/>	【日一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力
	<input type="checkbox"/>	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス
	<input type="checkbox"/>	【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス
	<input type="checkbox"/>	【日一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量
	<input type="checkbox"/>	【日一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
	<input type="checkbox"/>	【日一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数
	<input type="checkbox"/>	その他

※提供を受けている電力量の区分として、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

選択肢:	<input type="checkbox"/>	部門別(営業部門、業務その他部門、経理部門等)
	<input type="checkbox"/>	契約種別(単任、高圧、特別低圧等)
	<input type="checkbox"/>	産業別(鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)
	<input type="checkbox"/>	その他

(5). 上記(3)で「提供を受けている。」を選択された団体にお伺いします。
 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件として、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

選択肢:	<input type="checkbox"/>	該団体による公表に当たっては、(個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・確認でき、)ように区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること。
	<input type="checkbox"/>	該団体による公表に当たっては、(個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・確認でき、)ように区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること。
	<input type="checkbox"/>	その他の条件
	<input type="checkbox"/>	何らの条件も提示されてない。

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

3. その他地球温暖化対策に関する事項(都道府県、市町村(特別区含む。))のみ回答

都道府県、市町村(特別区含む。))の全団体が御回答ください。

03-1. 貴団体が、現在実施している地域の地球温暖化対策・施策について該当する取組に✓をお願ひします。
また、上記で✓を入れた取組のうち、貴団体において最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策を一つ選択してください。取組を実施していない団体は回答しなくても構いません。

※以下は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第3項各号において定めらるべき施策に関する事項として掲げられたものを簡潔に示しています。

- 一号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用の促進
- 二号：区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進
- 三号：都市鉄道の集約、公共交通機関、経地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する地域環境の整備及び改善
- 四号：循環型社会の形成

※下表における「地方公共団体が実施することが期待される施策例」とは、あくまでも「地球温暖化対策計画」列表において、国による期待・想定が明示されたものです。この明示をもって、地方公共団体に対して、これらの施策を実施する法的な義務が課せられるわけではなく、必ずしも明示された全ての施策を網羅的に実施する必要はありません。また、地方公共団体の創意工夫により、明示された施策以外の施策が実施されることも、大いに歓迎されます。

該当する取組	番号を入力している取組・施策	No.	地球温暖化対策推進法第21条第3項				地方公共団体が実施することが期待される施策例
			一号	二号	三号	四号	
<input type="checkbox"/>	○	1	○	○			再生可能エネルギー暖房及び再生可能エネルギー熱の利用拡大： 区域内における事業者等に対する再生可能エネルギーの導入支援、地方公共団体の公共施設等における積極的導入。
<input type="checkbox"/>	○	2	○	○	○	○	下水道における省エネ、創エネ対策の推進： 汚泥処理設備の更新等におけるエネルギー化技術の採用、終末処理場等における省エネ機器や温室効果ガス排出の少ない水処理技術等の採用、下水熱利用設備の導入。
<input type="checkbox"/>	○	3	○	○	○	○	水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等： 水道事業者等の省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施。
<input type="checkbox"/>	○	4	○	○	○	○	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入： 一般廃棄物焼却施設の新設、更新又は更新改良時における施設規模に応じた高効率発電設備の導入。
<input type="checkbox"/>	○	5	○	○	○	○	エネルギー効率向上の推進： エネルギー効率向上の推進、エネルギー効率向上の推進、エネルギー効率向上の推進、エネルギー効率向上の推進。

<input type="checkbox"/>	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進： 高効率空調、高効率産業セレクトポンプ、高効率照明、低炭素工業炉、高効率産業用モータ、高性能ボイラー、コージェネレーションについての導入支援や普及啓蒙。
<input type="checkbox"/>	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	機ブラスチックの製法でのケミカルリサイクル拡大： 容器包装リサイクル法に基づく自治体による容器包装プラスチックの収集量の増加。
<input type="checkbox"/>	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進： 施設園芸における省エネルギー設備導入に係る普及啓蒙、省石油型・脱石油型施設園芸施設の推進、農機の省エネ使用に関する啓蒙・普及、省エネ漁船への転換に関する普及啓蒙。
<input type="checkbox"/>	9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	業種間連携省エネの取組推進： 複数の事業者が連携して省エネに取り組むことを促進。
<input type="checkbox"/>	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）： 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ建築物に係る普及啓蒙。
<input type="checkbox"/>	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	業種その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及： 高効率給湯器や高効率照明の普及促進及び事業者への情報提供、グリーン購入法に基づく率先的導入の推進。
<input type="checkbox"/>	12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷媒管理技術の導入： フロン排出抑制法の普及促進及び事業者への情報提供。
<input type="checkbox"/>	13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上： 事業者・消費者への普及啓蒙、グリーン購入法に基づく、トップランナー基準以上のエネルギー効率の高い機器の率先的導入。
<input type="checkbox"/>	14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	BEMSの活用、省エネ診断等による業種部門における徹底的なエネルギー管理の実施： BEMSの率先的導入、普及促進及び事業者への情報提供。
<input type="checkbox"/>	15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エネルギーの面的利用の拡大： エネルギーの面的利用システムの構築支援。
<input type="checkbox"/>	16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進： 分別収集したプラスチック製容器包装廃棄物のペーパル化及びびねール品質の向上、消費者への普及啓蒙、実証事業などの施策への協力。
<input type="checkbox"/>	17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進： 建築物省エネ法に基づく届出・表示・性能向上計画認定の円滑な運用、省エネ住宅に係る普及啓蒙。
<input type="checkbox"/>	18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及： 高効率給湯器の普及促進及び消費者への情報提供、高効率照明の普及促進及び消費者への情報提供。
<input type="checkbox"/>	19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	浄化槽の省エネ化： 省エネ型浄化槽の設置支援、浄化槽の省エネ化に関する販売事業者・消費者等への情報提供及び普及啓蒙。
<input type="checkbox"/>	20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施： HEMSの普及促進及び消費者への情報提供。
<input type="checkbox"/>	21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	次世代自動車の普及、燃費改善： 普及啓蒙、次世代自動車の率先導入・導入支援、インフラ整備。
<input type="checkbox"/>	22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化： エコドライブの普及・啓蒙。
<input type="checkbox"/>	23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	公共交通機関の利用促進： 公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上を通じた公共交通機関の利用促進、エコ通勤の普及促進。
<input type="checkbox"/>	24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	トラック輸送の効率化： 普及促進、車両の大型化に対応した道路整備。
<input type="checkbox"/>	25	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共同輸配送の推進： 普及啓蒙。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	海運グリーン化総合対策： 普及啓発。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進： 普及啓発。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減： 物流ターミナル等の整備、臨港道路の整備。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	港域における総合的な低炭素化（船舶物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）： リサイクルポートの利活用の推進。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用： 規制の特例措置を活用した事業展開に向けた関係機関等との協議の場の設置、規制の特例措置を活用した事業展開のための周辺住民に対する周知などの環境整備。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	混合セメントの利用拡大： リサイクル製品認定制度等による混合セメントの利用拡大、建築物の環境性能評価制度等への混合セメントの組み込み、混合セメントの普及拡大に資する基盤整備。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	バイオマスプラスチック類の普及： バイオマスプラスチックを域内に普及させる施策等を推進、自らが物品等を調達する際、バイオマスプラスチック製品を優先的に導入。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	廃棄物焼却量の削減： 廃プラスチック等の廃棄物について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、焼却量を削減。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水田メタン排出削減： 都道府県による水田メタン排出削減に資する環境保全型農業の推進。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	産業廃棄物最終処分場における選好気性立構造の採用： 事業者により設置される管理型最終処分場が選好気性を維持できるよう事業者に対して適切な指導を実施。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施肥に伴う一酸化二窒素削減： 土壌診断に基づく適正施肥の推進、環境保全型農業の推進。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進： ノンフロン・低GWP型指定製品の普及促進及び消費者への情報提供。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止： 都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者の指導・監督、普及啓発。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	業務用冷凍空調機器からの廃棄物等のフロン類の回収の促進： 都道府県によるフロン排出抑制法に基づく管理者、廃棄回収業者の指導・監督、普及啓発。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	クールビズ及びウォームビズの実施徹底の促進、機器の買替え促進、家庭エコ診断、照明の効率的な利用： 地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促進し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を回り、自発的な取り組みの拡大・定着につながる普及啓発活動の実施。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	エコドライブ及びカーシェアリング： 地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革を図り、自発的な取組の拡大・定着につなげる普及啓発活動の実施等。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	道路交通対策等の推進： 交通対策の推進、信号機の集中制御化、信号機の系統化・感応化等、信号灯器改良（LED化）。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	一般廃棄物最終処分場における進好気性埋立構造の採用： 埋立処分場の新設の際に進好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性的一般廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	下水汚泥焼却施設における燃焼の高効率化等： 汚泥燃焼の高効率化、汚泥焼却設備の更新時に高温燃焼設備や汚泥固形燃料化技術の導入。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	森林吸収源対策（健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用）： 森林・林業基本法（森林・林業基本計画）及び地球温暖化対策推進法等の基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を推進。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市緑化等の推進： 「緑の基本計画」等に基づき都市公園の整備、道路、河川・防犯・遊歩、下水処理施設、公共賃貸住宅、官公庁施設等における緑化の推進、新たな緑化空間の創出等の推進。都市緑化等における吸収量の算定や報告・検証等に資する情報の提供、緑の創出に関する普及啓発と、市民、企業、NPO等の幅広い主体による緑化の推進。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	廃棄物最終処分の削減： 有機性廃棄物の直接埋立量削減の推進。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他取組（上記1～47以外の取組、または、上記1～47の取組に分類不能）の概要を右欄に簡潔に御記入いただくとともに、一号～四号のいずれに該当するかを選択願います（重複回答可）。

03-2. 上記 03-1. で選択された、最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策について、その具体的な内容を御記入ください。

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査(平成29年度)

4. 意見・要望

全団体が御回答ください。

Q 4-1. 実行計画の策定・改定・実施・点検の必要行政支援について

(1). 実行計画(事務事業編)を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
<input type="checkbox"/>	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
<input type="checkbox"/>	実行計画(事務事業編)の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
<input type="checkbox"/>	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
<input type="checkbox"/>	実行計画(事務事業編)に盛り込む対策・施策に関する情報
<input type="checkbox"/>	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例)人員確保、予算の措置 等

都道府県、政令指定都市及び中核市(施行時特例市含む。)の御担当者の方のみ御回答ください。

(2). 実行計画(区域施策編)を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援について、当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報
<input type="checkbox"/>	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費
<input type="checkbox"/>	実行計画(区域施策編)策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報
<input type="checkbox"/>	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報
<input type="checkbox"/>	実行計画(区域施策編)に盛り込む対策・施策に関する情報
<input type="checkbox"/>	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例)人員確保、予算の措置 等

全団体が御回答ください。

Q 4-2. 本年度のウェブを利用した施行状況調査に関する意見・要望について、当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。
<input type="checkbox"/>	昨年度に比べ使い勝手は全体的に悪くなった。
<input type="checkbox"/>	一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。
<input type="checkbox"/>	昨年度の自団体の回答結果を一覧として電子チャートなどで提示してほしい。
<input type="checkbox"/>	外部へのアクセス制限があるためLGWAN内での登録が望ましい。
<input type="checkbox"/>	紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい。
<input type="checkbox"/>	共有PCでしかアクセスできないので不便である。
<input type="checkbox"/>	操作方法が分かりにくい。
<input type="checkbox"/>	画面やレイアウトが分かりにくい。
<input type="checkbox"/>	修正の操作が不便である。
<input type="checkbox"/>	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。) 例)事前登録の方法が分かりにくい等

全団体が御回答ください。

Q 4-3. 稼働者に対する意見・要望がある場合は、下表の中から当てはまるものをお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	実行計画の策定について
<input type="checkbox"/>	運営効果のス排出事務定について
<input type="checkbox"/>	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて
<input type="checkbox"/>	情報提供の充実について
<input type="checkbox"/>	各種法令の周知(規制緩和等)について
<input type="checkbox"/>	電力自由化による状況の変化について
<input type="checkbox"/>	国内技術の研究開発や海外への技術移転について
<input type="checkbox"/>	その他



具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:
具体的な内容:

全団体が御回答ください。

Q 4-4.

応募者では、本年8月に「平成30年度概算要求書」を取りまとめたため、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策案」を公表しております。
 貴団体において、「平成30年度重点施策案」のうち、当てはまるものを下の選択肢の中からお選びください。
 ※掲載省では、本年8月に「平成30年度概算要求書」を取りまとめたため、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策案」を公表しております。詳しくは以下URLよりご覧ください。
<http://www.env.go.jp/soi/de/budget/h30/h30juten-sesakushu.html>

回答	1 関心があ り、本年 8月に向け て具体的に 検討した こと	2 関心がある が、平成31 年度以降 の申請を 検討したい こと	3 既に当該 事業に 採択され ている	4 関心がな い	事業名	頁
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	再生可能エネルギー・電気・熱自立的普及促進事業	2
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	グリーンボンドを活用した低炭素化事業推進モデル事業	4
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地域低炭素推進事業推進モデル事業	4
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー貯蔵促進事業	33
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	再生可能エネルギーを活用した社会インフラの低炭素化促進事業	35
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	自立型水素エネルギー供給システム導入モデル事業	36
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	風力発電等に係るソーニング導入可能性検討モデル事業	37
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業（人材派遣）	39
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地域の多様な課題に応える低炭素な都市・地域づくりモデル形成事業	40
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO ₂ 促進事業	42
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業	46
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	木材利用による業務用施設の断熱性能向上事業	48
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	49
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	物流分野におけるCO ₂ 削減対策促進事業	52

全団体が御回答ください。

Q 4-5.

(1) 応募者が公表する再生可能エネルギーのポテンシャル情報について
 掲載者では、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを算出し、「再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」として公表しています。
 ※調査の活用状況について、当てはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

※「再生可能エネルギーポテンシャル調査」 <http://www.env.go.jp/earth/condanka/rep/>

回答:	<input type="radio"/>	1	実行計画の策定・改定に当たり調査結果を利用している。
	<input type="radio"/>	2	調査の存在は知っていますが、利用していません。
	<input type="radio"/>	3	調査の存在を知らなかった。

(2).

掲載者では、再生可能エネルギーの導入と適切な環境配慮を両立させるため、再生可能エネルギーのポテンシャル情報や、動植物の分布図等の環境配慮情報を一元的に提供する。データベースの構築を検討しています。地方公共団体や地域の事業者による再生可能エネルギー事業の導入計画の策定・実施等に当たり、データベースに掲載することが有益であると考えられる情報・データ等として当てはまるものを全てお選びください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	動植物の分布図等の環境配慮情報
<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル
<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギーの導入による経済効果
<input type="checkbox"/>	各再生可能エネルギーの事業性評価ツール
<input type="checkbox"/>	再生可能エネルギーの導入状況
<input type="checkbox"/>	その他

(「その他」の内容を具体的に御記入ください。)

本調査は以上です。御協力ありがとうございました。

本調査でいう「実行計画(区域施策編)」は以下のとおりです。

実行計画(区域施策編) :

本調査でいう「実行計画(区域施策編)」とは、地球温暖化対策推進法第21条第3項で規定されている計画です。都道府県、指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)は、これを策定することが義務とされています。

【実行計画(区域施策)の策定において満たすべき条件】(法律第21条第3項の抜粋)

- ・ 施策に関する事項として以下の4項目を定めること。
 1. 「太陽光、風力その他の再生可能エネルギー導入の促進」
 2. 「区域の事業者又は住民による温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進」
 3. 「都市機能の集約、公共交通機関、緑地その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善」
 4. 「循環型社会の形成」
- ・ 都市計画、農業振興地域整備計画、その他の計画との調和を図り、連携すること。
- ・ 指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)は都道府県等の実行計画と整合性を図ること。
- ・ 計画策定にあたって、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くこと。
また、住民その他利害関係者の意見を反映させるための処置を講ずること。
- ・ 計画を策定したときには、延滞なく、公表すること。
- ・ 毎年一回、計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表すること。

参考 4. その他配布資料

(1) 依頼文

環政計発第 1710172 号

平成 29 年 10 月 17 日

各都道府県 環境担当部局長 殿

環境省大臣官房環境計画課長

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査について（依頼）

日頃は、地球温暖化対策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、環境省では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）の地域における円滑、かつ、着実な施行に資することを目的として、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合を対象として、「地方公共団体実行計画」の策定状況を始めとする地球温暖化対策推進法の施行状況について、毎年度、調査を実施しております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、貴都道府県の平成 29 年 10 月 1 日現在の状況について、下記のとおり御回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、別紙 2-1、別紙 2-2 のログイン ID 一覧は、総務省の全国地方公共団体コード（平成 29 年 4 月 1 日時点）に基づき作成しております。平成 29 年 4 月 2 日以降に設置、変更（統合・廃止）又は連絡不達などの管内団体がある場合は、下記の事務局（調査受託者）まで御連絡ください。

※貴都道府県内の全ての市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に対して、本通知について確実に・速やかに御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査内容

- 調査の内容としては、都道府県、市町村及び特別区向けと地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向けに分かれ、以下のような事項を予定しております。

<都道府県、市町村及び特別区向け>

- ①地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤国への要望・意見

<地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向け>

- ①地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③国への要望・意見

2. 事前登録・施行状況調査への回答の方法及び期間

- 事前登録
 - ・ 別紙1に示した「事前登録ウェブサイト」にアクセスし、必要情報を入力してください。
 - ・ 事前登録期間：平成29年10月20日（金）～10月31日（火）
- 施行状況調査への回答
 - ・ 後日、御連絡する「施行状況調査ウェブサイト」にアクセスし、回答を入力してください。
 - ・ 施行状況調査回答期間：平成29年11月1日（水）～11月24日（金）

3. 施行状況調査に関する補足事項

- 本件は、環境省が委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社を事務局として実施いたします。
- 事前登録や施行状況調査への回答の遅延等を防止するため、上記の各期間の終了前であっても、登録や回答の状況について、調査受託者等から確認・照会をさせていただく場合があります。
- 過去の調査結果は、以下のサイトで御覧になれます。
環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>
- 今般の調査結果（回答者情報等は除く。）については、平成30年春頃を目途に環境省が公表する予定です。

4. その他

- 環境省では、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことを受けて、地方公共団体が同計画に即して地方公共団体実行計画を策定・改定し、実施するための「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。
以下のサイトで公表しておりますので、ぜひ、御活用ください。
環境省ホームページ：https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html
- 環境省では、地方公共団体実行計画の実効的なPDCAサイクルの更なる推進や施行状況調査における業務負荷の低減等を図るために、平成30年度以降において全国の地方公共団体に御利用いただける情報システムを整備・運用することを検討しております。

- 環境省では、本年8月に「平成30年度概算要求書」を取りまとめ、地方公共団体向けの補助金を含む「平成30年度重点施策集」を公表しております。地方公共団体実行計画に基づく取組等における活用を視野に、ぜひ、御参照ください。

環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/h30juten-sesakushu.html>

(添付資料)

- ・別紙1 『事前登録の実施について』
- ・別紙2-1 『ログインID一覧（普通地方公共団体（特別区含む。））』
- ・別紙2-2 『ログインID一覧（一部事務組合及び広域連合）』
- ・別紙3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

(事務局：調査受託者・問合せ先)

パシフィックコンサルタンツ株式会社

交通基盤事業本部 情報システム部

防災・森林環境室内 施行状況調査事務局

〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地

電話：03-6777-4000

FAX：03-3296-0526

(環境省担当)

大臣官房環境計画課

本田・遊佐

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5521-8232

FAX：03-3581-5951

(送付案)

〇〇〇号

平成 29 年〇月〇日

各市町村 環境担当部局長
各一部事務組合 環境担当部局長
各広域連合 環境担当部局長 } 殿

〇〇県〇〇局長

地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査について（依頼）

日頃は、地球温暖化対策の推進につきまして、格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

御承知のとおり、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、政府が策定する「地球温暖化対策計画」に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（いわゆる「地方公共団体実行計画（事務事業編）」）を策定することが義務付けられています。

また、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる「地方公共団体実行計画（区域施策編）」）を策定することが義務付けられています。また、その他の市町村も、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に努めるよう求められています。

そこで、環境省では、地球温暖化対策推進法の地域における円滑、かつ、着実な施行に資することを目的として、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合を対象として、「地方公共団体実行計画」の策定状況を始めとする地球温暖化対策推進法の施行状況について、毎年度、調査を実施しております。

つきましては、御多忙の折、誠に恐縮ですが、貴団体の平成 29 年 10 月 1 日現在の状況について、別紙のとおり御回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査内容

- 調査の内容としては、都道府県、市町村及び特別区向けと地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向けに分かれ、以下のような事項を予定しております。

<都道府県、市町村及び特別区向け>

- ② 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項

- ③区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤国への要望・意見

<地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）向け>

- ①地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ②事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③国への要望・意見

2. 事前登録・施行状況調査への回答の方法及び期間

- 事前登録
 - ・ 別紙1に示した「事前登録ウェブサイト」にアクセスし、必要情報を入力してください。
 - ・ 事前登録期間：平成29年10月20日（金）～10月31日（火）
- 施行状況調査への回答
 - ・ 後日、御連絡する「施行状況調査ウェブサイト」にアクセスし、回答を入力してください。
 - ・ 施行状況調査回答期間：平成29年11月1日（水）～11月24日（金）

3. 施行状況調査に関する補足事項

- 本件は、環境省が委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社を事務局として実施いたします。
- 事前登録や施行状況調査への回答の遅延等を防止するため、上記の各期間の終了前であっても、登録や回答の状況について、調査受託者等から確認・照会をさせていただく場合があります。
- 過去の調査結果は、以下のサイトで御覧になれます。
環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/earth/dantai/index.html>
- 今般の調査結果（回答者情報等は除く。）については、平成30年春頃を目途に環境省が公表する予定です。

4. その他

- 環境省では、平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたことを受けて、地方公共団体が同計画に即して地方公共団体実行計画を策定・改定し、実施するための「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を取りまとめました。
以下のサイトで公表しておりますので、ぜひ、御活用ください。
環境省ホームページ：https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

- 環境省では、地方公共団体実行計画の実効的な PDCA サイクルの更なる推進や施行状況調査における業務負荷の低減等を図るために、平成 30 年度以降において全国の地方公共団体に御利用いただける情報システムを整備・運用することを検討しております。
- 環境省では、本年 8 月に「平成 30 年度概算要求書」を取りまとめ、地方公共団体向けの補助金を含む「平成 30 年度重点施策集」を公表しております。地方公共団体実行計画に基づく取組等における活用を視野に、ぜひ、御参照ください。

環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/guide/budget/h30/h30juten-sesakushu.html>

(添付資料)

- ・別紙 1 『事前登録の実施について』
- ・別紙 2 - 1 『ログイン ID 一覧（普通地方公共団体（特別区含む。））』
- ・別紙 2 - 2 『ログイン ID 一覧（一部事務組合及び広域連合）』
- ・別紙 3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

(事務局：調査受託者・問合せ先)

パシフィックコンサルタンツ株式会社
交通基盤事業本部 情報システム部
防災・森林環境室内 施行状況調査事務局
〒101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地
電話：03-6777-4000
FAX：03-3296-0526

(環境省担当)

大臣官房環境計画課
本田・遊佐
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話：03-5521-8232
FAX：03-3581-5951

(2) 事前登録の実施について

平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 事前登録の実施について

本資料は、「平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査」(以下「本調査」という。)の流れや事前登録の方法等を解説しています。

本調査は、事務的な負担軽減等を目的として、平成 27 年度よりウェブ上で実施しております。事前登録は、本調査に回答いただくに先立つ準備として実施していただくものです。

なお、インターネットの利用環境が整っていない等の理由により、ウェブ上での登録が困難な団体におかれても、Microsoft Word 等の電子ファイルや紙媒体に御記入いただく方式により御回答いただけます。この方式での御回答を希望される場合は、本資料 5 ページ (5. 【Microsoft Word 版】事前登録用紙) を御参照いただき、必ず御回答くださいますようお願い申し上げます。

※ 事前登録に際しては、随時、本資料を参照なさることを推奨いたします。

お問合せ先

事前登録に係る御質問等は、下記の事務局までお問い合わせください。

パシフィックコンサルタンツ株式会社
交通基盤事業本部 情報システム部 防災・森林環境室内
施行状況調査事務局

所在地 : 〒 101-8462 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地
TEL : 03-6777-4000 (電話受付時間 : 平日 9:00~17:00)
FAX : 03-3296-0526
E-mail : ontaihou2017@tk.pacific.co.jp

1. 配付資料

- ・別紙 1 『事前登録の実施について』※本紙

調査全体のスケジュールや事前登録の方法等を記載しています。

- ・別紙 2-1 『ログイン ID 一覧 (地方公共団体)』
- ・別紙 2-2 『ログイン ID 一覧 (組合等)』

貴団体のログイン ID を御確認ください。
※過年度 (平成 28 年度) 調査で使用したログイン ID とは異なる場合があります。

- ・別紙 3 『「地方公共団体実行計画」制度について』

「地方公共団体実行計画」の策定の根拠となる「地球温暖化対策の推進に関する法律」やその平成 28 年改正の概要、「地球温暖化対策計画」における地方公共団体に期待される役割等を解説しています。

2. 調査全体の流れとスケジュール

本調査では、最初に「事前登録」をしていただきます。その後、事前登録していただいた情報に基づいて「調査開始案内メール」をお送りします。「調査開始案内メール」の本文に記載されたURLからログインし、本調査への回答を行っていただくこととなります。

なお、本調査の回答に当たっては、回答手順等を記した文書を「調査開始案内メール」に添付いたしますので、そちらを御参照ください。

調査依頼文を受領

調査依頼文は、環境省から地方環境事務所を経由し、各都道府県に発出しています。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは、属する都道府県から御連絡があります。

事前登録の実施

本調査への回答に先立ち、地球温暖化対策の御担当部署や基礎情報等を登録していただきます。詳細は、本資料の3ページ以降を御参照ください。

平成 29 年
10 月 20 日

「調査開始案内メール」を受信

平成 29 年 11 月 1 日に、事前登録いただいた E-mail アドレスに本調査の URL やパスワード等を電子メールで送信いたします。

平成 29 年
11 月 1 日

本調査への回答

「施行状況調査ウェブサイト」にて御回答ください。
回答手順の詳細等は、後日送付（調査開始案内メールに添付予定）する文書を御参照ください。

回答期限 平成 29 年 11 月 24 日（金）

平成 29 年
11 月 1 日
～
11 月 24 日

本調査の結果の公表（環境省）

本調査の結果は、環境省ホームページにて公表する予定です。

3. 事前登録にあたっての注意事項等

- ・ 「施行状況調査ウェブサイト」については、パソコンからログイン・入力してください。パソコン以外の機器でご覧になると、文字のサイズやレイアウト等が見にくく、入力しにくい恐れがあります。
- ・ 事前登録に当たっては、登録日時点ではなく、平成 29 年 10 月 1 日時点の「地方公共団体実行計画」の状況を御記入ください。
- ・ 英数字は、半角にて御記入ください。
- ・ ブラウザの「戻る」ボタンは使用しないでください。
- ・ 登録作業の途中でのデータ保存が可能です。
- ・ 都道府県、市町村（特別区含む。）、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）といった団体の区分によって、御記入いただく内容が異なる場合があります。

4. 事前登録の方法

① 「事前登録ウェブサイト」へのアクセス

※同サイトは、平成 29 年 10 月 20 日（金）午前 10:00 にオープン予定です。

- ブラウザのインターネットアドレス欄に
<https://env.ghgpdca.jp/pre/>と入力
(上記アドレスをコピー&ペーストしていただくと確実です。)



基本認証ダイアログが表示されるので、以下のユーザー名とパスワードを入力

ユーザー名：**ontaihou2017** パスワード：**ghg2017**

⇒上記サイトにアクセスできない場合は、下記⑤を御覧ください。

※検索エンジンにてキーワード検索されても、上記サイトが検出されない設定になっています。インターネットアドレス欄に直接 URL を御入力ください。



「事前登録ウェブサイト」の最初のページの表示内容を御確認の上、同ページの右寄りにある **入力開始** ボタンを押してください。

② 「事前登録ウェブサイト」へのログイン

- 「事前登録ウェブサイト」へのログインには、各団体に固有に割り当てられたログイン ID が必要です。

【ログイン ID とは】

別紙 2-1、別紙 2-2 の「ログイン ID 一覧」に記された各団体固有の 5 桁（都道府県及び市町村（特別区含む。）又は 6 桁（地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合））の数字から成るログイン ID を御確認ください。

【リストに掲載がされていない場合】

「ログイン ID 一覧」に掲載がされていない団体においては、ID 記入欄の下の [ログイン ID 一覧にログイン ID が設定されていない] をチェックしてください。
平成 29 年 11 月 1 日に事務局から送信する「調査開始案内メール」にて、本調査用のパスワード等をお知らせします。

③ 事前登録データの入力

- 画面に表示される設問に沿って、必要な情報を入力してください。
- 入力を終わられたら、ページの上にある **次へ** ボタンを押してください。次の設問が表示されます。
- 最後に入力内容の確認ページが表示されますので、御入力いただいた内容を御確認ください。
- 修正が必要な場合は、**戻る** ボタンを押して前のページに戻ることができます。

④ 事前登録の完了

- 登録内容に問題がなければ、ページの下部にある **確定** ボタンを押してください。
- 事前登録は、以上で完了となります。

※ **確定** ボタンは必ず押してください。確定を押さずに終了した場合は、再度入力し直していただくことになりますのでご注意ください。

※事前登録完了の確認メールは送信されません。

施行状況調査の開始日（平成 29 年 11 月 1 日）に「調査開始案内メール」が送信されます。

⑤ 「事前登録ウェブサイト」にアクセスできない場合


- 「事前登録ウェブサイト」は、入力情報を暗号化して安全に送信いただくため、SSL 対応を行っています。アクセスに際してエラーが発生する場合は、以下の対応をお願いいたします。
 - ▶ アクセス制限の解除・・・貴団体において上記ウェブサイトへのアクセス制限がかかっている可能性があります。貴団体のシステム管理者に依頼し、上記ウェブサイトへのアクセス制限を解除してください。
 - ▶ 上記の対応を行ってもエラーが発生する場合は、Microsoft Word 版による登録を行っていただきますので、次ページの（5. **【Microsoft Word 版】事前登録用紙**）を御参照ください。



【Microsoft Word 版】事前登録用紙に御記入いただきましたら、事務局宛に電子メール（ontaihou2017@tk.pacific.co.jp）または FAX（03-3296-0526）で御送信ください。

5. 【Microsoft Word 版】 事前登録用紙

(※ ウェブ上で事前登録ができない方はこちら)

ウェブ上で事前登録ができない方は、以下の事前登録用紙に御記入いただき、電子メール (ontaihou2017@tk.pacific.co.jp) または FAX (03-3296-0526) で事務局まで送信してください。黄色の欄  に所定の事項を御記入ください。

<表記について>

○温対法・・・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）



※同法は、平成 28 年 5 月に改正され、施行されています。本調査は、改正後の条文に対応しています。

○実行計画（事務事業編）・・・地方公共団体実行計画（事務事業編）

○実行計画（区域施策編）・・・地方公共団体実行計画（区域施策編）

1. 基礎情報

Q 1-1. 貴団体に割り当てられたログイン ID を御記入ください。




ログイン ID (5桁又は6桁)	
※ログイン ID 一覧にログイン ID が設定されていない場合は、右欄に ○を入れてください。	

Q 1-2. 貴団体に該当する分類について、あてはまるものを下の選択肢の中からお選びください。

回答 

1	都道府県
2	政令指定都市
3	中核市
4	施行時特例市
5	特別区
6	人口 10 万人以上であって、上記 2～4 以外の市町村
7	人口 3 万人以上 10 万人未満の市町村
8	人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村
9	人口 1 万人未満の市町村
10	地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）

Q 1-3. 貴団体の名称等について御記入ください。

都道府県名	
市区町村名	
地方公共団体の組合名称	

複数の都道府県から構成される地方公共団体の組合につきましては、全ての都道府県名を選択ください。

複数の市区町村から構成される地方公共団体の組合につきましては、全ての市区町村名を御記入ください。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）の御担当者のみ御記入ください。

Q 1-4. 後日の本調査に御回答なさる（予定の）御担当者又は事務局からの問合せに御対応いただける方の情報を御記入ください。

所属部（局）課係名			
電話番号		内線番号等	
E-mail アドレス (E-mail アドレスは、1つの欄に 1つずつ御記入ください)	(御回答者の専用アドレス)		
	(担当部（局）課係の共有アドレス)		
御回答者名			

2. 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

<※重要なお知らせ>

実行計画（事務事業編）は、温対法第 21 条第 1 項に基づき、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、温対法第 21 条第 1 項が準用されるため、策定が義務付けられています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 （略）

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

（市に関する規定の適用）

第 283 条 （略）

2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第 281 条第 2 項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。

3 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

Q 2-1. 平成 29 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（事務事業編）を策定・改定した時期について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがない
1	平成 25 年 3 月 31 日以前
2	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 10 月 1 日までの間
3	平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 5 月 12 日までの間
4	平成 28 年 5 月 13 日から平成 28 年 10 月 1 日までの間
5	平成 28 年 10 月 2 日から平成 29 年 10 月 1 日までの間

Q 2-2. 平成 29 年 10 月 1 日現在における最新の実行計画（事務事業編）に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがなく、平成 29 年 10 月 1 日以降も策定する予定はない
1	過去に一度も策定したことがないが、平成 29 年 10 月 1 日以降に策定する予定がある
2	現在、計画期間中であり、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
3	現在、計画期間中であり、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある
4	既に計画期間を経過しているが、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定はない
5	既に計画期間を経過しており、平成 29 年 10 月 1 日以降に改定する予定がある

3. 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

※都道府県、市町村及び特別区の方のみ御回答ください。

<※重要なお知らせ>

実行計画（区域施策編）は、温対法第 21 条第 3 項に基づき、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられています。また、政府の「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 1・2 （略）

- 3 都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（抜粋）

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

Q3-1. 平成29年10月1日現在における最新の実行計画（区域施策編）を策定・改定した時期について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがない
1	平成25年3月31日以前
2	平成25年4月1日から平成27年10月1日までの間
3	平成27年10月2日から平成28年5月12日までの間
4	平成28年5月13日から平成28年10月1日までの間
5	平成28年10月2日から平成29年10月1日までの間

Q3-2. 平成29年10月1日現在における最新の実行計画（区域施策編）に係る今後の予定について、下の選択肢の中からお選びください。

回答

0	過去に一度も策定したことがなく、平成29年10月1日以降も策定する予定はない
1	過去に一度も策定したことがないが、平成29年10月1日以降に策定する予定がある
2	現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定はない
3	現在、計画期間中であり、平成29年10月1日以降に改定する予定がある
4	既に計画期間を経過しているが、平成29年10月1日以降に改定する予定はない
5	既に計画期間を経過しており、平成29年10月1日以降に改定する予定がある

(3) 「地方公共団体実行計画」制度について

「地方公共団体実行計画」制度について

1. 「地方公共団体実行計画」制度とは

「地方公共団体実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる計画です。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、温対法第21条が準用され、同計画の策定が求められています。

この「地方公共団体実行計画」は、通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成されます。以下では、両者について、それぞれ「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と表記することとします。

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）について

地方公共団体実行計画（事務事業編）とは、温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が、国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、温対法第21条が準用されるため、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。

(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）について

地方公共団体実行計画（区域施策編）とは、温対法第21条第3項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられています。また、地球温暖化対策計画において、その他の市町村についても策定に努めることが求められています。

< 参照条文等 >

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図る

よう努めなければならない。

- 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 11・12 （略）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（特別区）

第281条 （略）

- 2 特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する。

（市に関する規定の適用）

第283条 （略）

- 2 他の法令の市に関する規定中法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされている事務で第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされているものに関するものは、特別区にこれを適用する。
- 3 （略）

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2～4 （略）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが

あるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（抜粋）

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

2. 温対法の平成 28 年改正について

我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、温対法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行されました。

この改正は、

- ①国民運動の強化：「COOL CHOICE」を旗印とするムーブメントづくり
- ②国際協力を通じた地球温暖化対策の推進
- ③地方公共団体による地域レベルの地球温暖化対策の推進

の 3 本柱に基づいて必要な措置を講じるためのものです。

これらのうち、③地方公共団体による地域レベルの地球温暖化対策の推進に関する改正事項は、以下の 2 点です。

(1) 地方公共団体実行計画の共同策定

地域の地球温暖化対策は、例えば、区域をまたぐ公共交通の利用促進や、農村部の再エネの都市部での積極的な導入など、複数の地方公共団体が広域的に連携して取り組むことが有効です。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体実行計画を、複数の地方公共団体が共同して策定できる旨が規定されました。

(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）に定める事項の例示の追加

地域における各種施設等を集約し、公共交通等で移動できるコンパクトなまちづくりを推進することは、温室効果ガス排出量の削減に有効です。

また、上記①国民運動の強化の一環として、国と連携して、地方公共団体が住民等に低炭素な製品等の利用促進を促すことが有効です。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体実行計画（区域施策編）に定める事項の例示として、「都市機能の集約」及び「低炭素な日常生活用製品等の利用の促進」が明記されました。

3. 「地球温暖化対策計画」に定められた地方公共団体に関する事項について

(1) 「地球温暖化対策計画」の概要と策定の背景

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、温対法に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定しました。

同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

(2) 「地球温暖化対策計画」に定められた地方公共団体に関する事項

地球温暖化対策計画においては、温対法に基づき、地方公共団体に関しても、その基本的な役割や講ずべき措置等に関する基本的事項（主として第 3 章の第 1 節、第 3 節及び第 4 節）が定められるとともに、同計画の別表においても、地方公共団体を実施することが期待される施策例が多数掲げられており、地方

公共団体による従来以上に積極的な取組が強く期待されています。

<参考HP>

○平成 28 年 5 月 13 日 「地球温暖化対策計画」の閣議決定について
<https://www.env.go.jp/press/102512.html>

※ 同ページにおいて、地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)や「参考資料：地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」等をダウンロードいただけます。なお、地球温暖化対策計画の別表は、同計画の末尾に附属されています。

○地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）

※ 以下は、計画本文における地方公共団体に関する主要な記述（第 3 章の第 1 節、第 3 節及び第 4 節）を抜粋したものです。なお、別表については割愛しています。

第 3 章 目標達成のための対策・施策

第 1 節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割 (P. 15～P. 16)

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

(2) 自らの事務及び事業に関する措置

地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。このため、都道府県及び市町村は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用

の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画事務事業編」という。）を策定し実施する。

（3）特に都道府県に期待される事項

都道府県においては、管下の市町村における取組の優良事例の情報収集と他の市町村への普及促進に取り組むよう努める。また、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講ずるよう努める。

第3節 公的機関における取組

○地方公共団体の率先的取組と国による促進（P. 56～P. 57）

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるP D C Aのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

策定に際しては、国が策定する地方公共団体実行計画の策定マニュアルを参考にしつつ、特に以下の点に留意する。

<地方公共団体実行計画事務事業編に記載すべき主な内容>

①計画の期間等の基本的事項

②温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標

③具体的な取組項目及びその目標

- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた全ての行政事務を対象とする。
- ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
- ・特に、庁舎等の使用電力購入については、環境配慮契約法及び同法に規定する基本方針に基づく裾切り方式等により、エネルギー起源二酸化炭素排出原単位の低いエネルギーの導入を図る。
- ・加えて、施設・設備の整備や物品の購入等に当たっては、その使用に伴う温室効

果ガスの排出量がより少ない設備・製品（排出抑制等指針に掲げられた設備や木材製品等）の導入とともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法での使用を図る。

④計画の推進・点検・評価・公表等の体制及び手続

- ・定期的に実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年一回公表する。
- ・点検・評価結果の公表に当たっては、温室効果ガス総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との定期的な比較等を行い、これらと合わせて可能な限り詳細に公表する。
- ・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

(中略)

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく公共建築物整備に努めるものとする。

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 (P. 57～P. 60)

地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する。特に、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー及び未利用エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指す。また、地域の事情を踏まえ、構造改革特区制度による規制の特例措置の活用等を通じ、創意工夫を凝らした取組を推進する。

1. PDCAサイクルを伴った温室効果ガス排出削減の率先実行

都道府県及び市町村は、率先して自らの温室効果ガス排出の抑制に取り組むべきである。その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、温室効果ガス排出の抑制に係る取組のPDCAの体制を構築し、運営するべきである。

とりわけ、エネルギー起源二酸化炭素については、その排出状況（使用しているエネルギーの種類及び量、エネルギー利用設備稼働状況等）を恒常的かつ網羅的に把握するとともに、再生可能エネルギー等の導入・活用や省エネルギーの機会を積極的

に追求するとともに、その結果を踏まえて必要な運用改善及び費用対効果の高い設備投資の検討を行うべきである。

加えて、事業の用に供する設備については、排出抑制等指針に基づき、技術の進歩などの状況変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めなければならない。特に都道府県及び指定都市等は、B A Tの積極的な導入を検討するべきである。

また、事業の用に供する設備は、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

2. 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーの推進

都道府県及び市町村は、地域の自然的社会的条件に応じて、積極的に地域における再生可能エネルギー等の利用の促進やエネルギーの面的利用の推進に取り組むべきである。また、自らも庁舎や公共施設等（遊休地・遊休施設を含む）での再生可能エネルギー等の率先導入・活用や省エネルギーを推進するべきである。

再生可能エネルギー等の利用の促進に当たっては、安定的かつ効率的な需給体制の構築が重要となる。特にバイオマスエネルギーについては、資源調達から需要先の確保に至る多様な関係者の連携確保が課題となる。都道府県及び市町村には、こうした連携確保の担い手となることが期待される。また、都市のコンパクト化などのまちづくりの推進や公共施設の再編等と合わせて、地域熱供給システムの導入等による効率的なエネルギー利用を推進することが期待される。

加えて、都道府県及び市町村は、再生可能エネルギー事業に関するコスト低減や投資促進に向けては、再生可能エネルギー施設に係る固定資産税減免等の租税上の措置や、地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業への出資などの金融上の措置について、積極的に検討・導入することが期待される。

なお、再生可能エネルギーの導入及び活用に付随して、景観の悪化や騒音の発生、土地や水域の利用に係る権益への影響などの様々な懸念や問題も生じ得る。そこで、都道府県及び市町村は、これらを未然に防止・解消するよう努めた上で、関連施設の周辺住民の理解を醸成するとともに関係事業者（例えば、農林水産業者、温泉業者）等の協力が得られるよう、地域協議会の設置・運用に努めること等により、地域における再生可能エネルギーの社会的受容性の確保を促進することが期待される。その際、事業者が長期にわたり安定的に再生可能エネルギー事業を継続していくよう事業内容の適切性に配慮するとともに、環境的に持続可能な資源調達並びに生態系及び景観の保全についての適切な情報提供等を通じて、地域の自然的社会的条件に適した利用の促進を図ることが期待される。

また、事業者が事業の用に供する設備について、排出抑制等指針に基づくB A Tの導入や適切な運用改善、省エネルギー診断の積極的な受診、コージェネレーションの

導入、エネルギーマネジメントシステムの整備等を促進する。都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び区域における温室効果ガス排出量の特に多い市においては、温室効果ガス排出量報告制度や地球温暖化対策計画書制度等の整備・運用により、事業者の温室効果ガス排出削減の促進に取り組む。

さらに、公共交通機関の利用促進に加えて、温室効果ガスの排出量がより少ない製品（木材製品を含む。）・役務の利用促進、次世代自動車の普及やエコドライブの推進、省エネルギー住宅に対する財政上の支援や国民運動「COOL CHOICE」の促進等を通じて、住民による温室効果ガスの排出抑制も図るべきである。

3. 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進

地域における地球温暖化対策の推進に当たっては、都市構造を集約型に転換していくことを基本的な方向とし、当該地域の社会経済構造が温室効果ガスを大量に排出する形で固定化（ロックイン）することを防ぐべく、低炭素型の都市・地域づくりについて総合的かつ計画的に取り組むことが必要である。また、そうした取組を円滑に推進し、成果を根付かせるためには、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全などの多様な地域課題にも応えるよう配慮することが有効かつ重要である。

このため、都市計画や農業振興地域整備計画、低炭素まちづくり計画をはじめとして、総合計画、公共施設等総合管理計画、地域公共交通網形成計画などの温室効果ガスの排出の抑制等と関係を有する施策とも、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意する。例えば、業務中心地区や工業団地等におけるCEMS（Community Energy Management System）や地域熱供給の導入などの面的な取組から、都市のコンパクト化、公共交通網の再構築、スマートコミュニティの構築などの広域的な取組まで、地方公共団体が中心となって進める取組が強く期待される。

加えて、こうした取組に対する事業者・住民の理解・協力を促進するため、まちづくりに参画する人づくり・ネットワークづくりを進め、多様な主体が低炭素化の担い手となるよう促すことが重要となる。このため、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援などの地域に密着した施策を進めることが期待される。

4. 地方公共団体間の区域の枠を超えた協調・連携

地方公共団体には、国や地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、地域エネルギー・温暖化対策推進会議等を活用することにより、都道府県及び市町村間での地球温暖化対策に係る情報・ノウハウの積極的な共有や多様な主体による取組の促進を図ることが強く期待される。

また、他の地方公共団体との広域的な協調・連携を通じて、地球温暖化対策に資する施策や事業について共同での検討や実施を推進することにより、取組の更なる高度化・効率化・多様化を図ることも期待される。例えば、自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有や共同事業の実施のほか、連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調、再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との共同エネルギー事業の実施など、多様な形態の連携が考えられる。

さらに、海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携により、先進的な取組・技術に係る情報共有や海外における低炭素化を目指したまちづくりを促進することを通じて、世界全体での温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待される。

(4) 調査開始案内メールフォーマット

1.表題

環境省「平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の本調査の回答入力について

2.本文

<団体名差込> 御担当者様

環境省大臣官房環境計画課による「平成 29 年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の本調査の回答入力について、事務局：パシフィックコンサルタンツ株式会社（環境省からの受託事業者）より御案内申し上げます。

11 月 16 日（木）より、「本調査」の御回答を御入力いただくウェブサイトを開設いたしました。つきましては、下記<本調査回答入力の詳細>を御確認の上、12 月 8 日（金）までに御回答を御入力くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該サイトに接続できないなどの理由により入力が困難な場合は、Excel ファイル形式の調査票にて御回答の上、施行状況調査事務局まで電子メール等にて御送信願います。（下記<本調査回答入力の詳細>を御確認ください。）

<本調査回答入力の詳細>*****

1. 回答手順書「本調査の実施について」

御回答の入力方法は、回答手順書「本調査の実施について」を御参照ください。回答手順書は次項 2. の「本調査ウェブサイト」にログイン後にダウンロードしていただけます。

※「本調査ウェブサイト」では、貴団体の昨年度の回答の一部が、参考情報として回答入力画面に表示されることがあります。

2. 「本調査ウェブサイト」のアドレス・パスワード及び回答期限について

「本調査ウェブサイト」のアドレス及びログインに必要となる ID・パスワード及び回答期限は、以下の通りです。

- アドレス <https://env.ghgpdca.jp/survey>
- ログイン ID 事前登録時と同じ
- パスワード <パスワード差込>
- 回答期限 平成 29 年 12 月 8 日（金）

※「本調査ウェブサイト」は、平成 29 年 11 月 16 日（木）午前 10:00 にオープンの予定です。同時刻以前に上記アドレスを入力されても、アクセスできません。

※「本調査ウェブサイト」にログインするには、インターネットアドレス欄に上記アドレスを入力し、ログイン画面にアクセスしてください。

※同サイトトップページ下方に、ログイン ID 及びパスワードを入力する欄があります。そ

れぞれを入力して「次へ」ボタンを押すと、ログインいただけます。

※ログイン ID は、本件依頼に係る環境省（平成 29 年 10 月 17 日付け環政計発第 1710172 号）又は各都道府県からの事務連絡の別紙 2-1 及び 2-2 の「ログイン ID 一覧」を御確認ください。誤ったログイン ID を入力すると、ログインできません。

※「本調査ウェブサイト」は、入力された情報を暗号化して送信いただくため、SSL 対応を行っています。

※アクセスに際してエラーが発生する場合は、制限の解除をお願いいたします。詳細な対応方法は、本メール末尾に記載しております。

3. 本調査ウェブサイトの御利用可能時間

平日の 7 時～19 時を推奨いたします。（問合せ窓口の営業時間は平日 9 時～17 時です。）

平日の 20 時～5 時及び土日祝日は、システムメンテナンスのため御利用いただけない場合があります。上記メンテナンス時間帯及びその直前に回答入力作業を行っている場合は、入力途中の回答データが消えてしまうことを防止するため、一層こまめに「一時保存」を行うようにしてください。

4. Excel 版調査票について

2. の「本調査ウェブサイト」からダウンロードいただけます。御記入いただいた調査票の提出先は、回答手順書「本調査の実施について」を御参照ください。

《「本調査ウェブサイト」にアクセスできない場合》

「本調査ウェブサイト」のアクセスに際してエラーが発生する場合は、貴団体のインターネット環境において、サイトへのアクセス制限がかかっている可能性があります。その場合は、アクセス制限の解除の対応をお願いいたします。

アクセス制限の解除は、貴団体のシステム管理者に「環境省 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（平成 29 年度）ウェブサイト」（<https://env.ghgpdca.jp/survey>）及び「環境省 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査（平成 29 年度）事前登録ウェブサイト」（<https://env.ghgpdca.jp/pre>）の 2 サイトへの制限解除を要請してください。

アクセス制限の解除を行っても引き続きエラーが発生する場合は、お手数ですが、Excel ファイル形式の調査票の御利用をお願い申し上げます。詳細は回答手順書「本調査の実施について」を御参照ください。

御不明な点は、下記事務局までお問合せください。

御多忙のところ、誠に恐縮ですが、本調査への御協力をお願い申し上げます。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

交通基盤事業本部 情報システム部 防災・森林環境室内

施行状況調査事務局

TEL:03-6777-4000(受付時間：平日 9:00～17:00)

FAX:03-3296-0526

E-mail:ontaihou2017@tk.pacific.co.jp

※ 本メール（添付ファイル含）は、文頭の方へ送信しています。

この方以外の方が受信された場合は、私が誤って送信したものです。

お詫びするとともに、本メールの速やかな削除をお願い申し上げます。
